

農政産業観光委員会会議録

| | | | |
|-------|-----------------------------|------|----------|
| 日時 | 平成24年10月1日(月) | 開会時間 | 午前10時06分 |
| | | 閉会時間 | 午後3時53分 |
| 場所 | 第2委員会室 | | |
| 委員出席者 | 委員長 白壁 賢一 | | |
| | 副委員長 望月 利樹 | | |
| 委員出席者 | 高野 剛 浅川 力三 棚本 邦由 前島 茂松 森屋 宏 | | |
| | 齋藤 公夫 大柴 邦彦 樋口 雄一 | | |
| 委員欠席者 | なし | | |

説明のため出席した者

産業労働部長 新津 修 産業労働部理事 中込 雅 産業労働部理事 高根 明雄
 産業労働部次長 堀内 浩将 産業労働部次長(産業集積推進課長事務取扱) 小林 明
 労働委員会事務局長 山本 正彦 労働委員会事務局次長 酒井 研一
 産業政策課長 伊藤 好彦 海外展開・成長分野推進室長 内藤 正浩
 商業振興金融課長 赤池 隆広 産業支援課長 藤本 勝彦
 労政雇用課長 塚原 稔 産業人材課長 遠藤 克也

観光部長 小林 明 観光部理事 市川 由美 観光部次長 堀内 久雄
 観光企画・ブランド推進課長 青嶋 洋和 観光振興課長 弦間 正仁
 観光資源課長 芹沢 正吾 国際交流課長 佐野 宏

農政部長 加藤 啓 農政部次長 山里 直志 農政部次長 輿石 隆治
 農政部技監 小沢 和茂 農政総務課長 橋田 恭 農村振興課長 小幡 保貴
 果樹食品流通課長 西野 孝 農産物販売戦略室長 小野 光明
 畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 樋川 宗雄
 担い手対策室長 相川 勝六 耕地課長 山本 重高

公営企業管理者 後藤 雅夫 企業理事 西山 学 次長 渡辺 祐一
 総務課長 二茅 達夫 電気課長 仲山 弘

(付託案件)

議題 第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

第94号 財産処分 of 件

第95号 権利放棄 of 件

請願第23-6号 「TPP(環太平洋連携協定)交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
 また、請願第23-6号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、産業労働部・労働委員会関係、観光部関係、農政部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前10時06分から午後0時35分まで産業労働部・労働委員会関係(午前10時43分から午前10

時44分まで、午前10時45分から午前10時46分まで、午前11時03分から午前11時29分まで休憩をはさんだ)、休憩をはさみ午後1時32分から午後2時8分まで観光部関係、休憩をはさみ午後2時27分から午後3時05分まで農政部関係、さらに休憩をはさみ午後3時27分から午後3時53分まで企業局関係(午後3時39分から午後3時40分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(企業立地対策費について)

樋口委員

企業立地対策費のことで、もう少し詳しくお聞かせいただきたいんですが、牧野フライスさんっていうお名前ですよ。何年か前からたしか神奈川とこちらの山梨県の富士五湖方面を比べて、こちらに進出といたしますか、大きく居を構えて企業活動を展開されているということだと思います。今のお話ですと、10名ほどの新規採用ということでありまして、何人ぐらいの規模で、そういう時系列といたしますか、企業展開の流れについても教えていただければありがたいです。

小林産業労働部次長 牧野フライスさんにつきましては、本県の富士河口湖町に工場を既に設置しており、ほかに厚木工場、正確には神奈川県のアシタカ町に大きな工場を持っております。その2カ所を国内では生産拠点としてやっております。

それで、従業員数は全部で1,405名でございまして、資本金が192億円超です。本社は東京都の目黒区にあります。国内屈指の大きな工作機械メーカーで、主にコンピューター制御の切削機械を使い、工作機械をつくり上げるという技術を持っています。自動車のボディとか、あるいは航空機の尾翼といったものをつくる工作機械そのものを製造している世界のトップメーカーです。

昭和62年に富士河口湖町に立地し、さらなる事業拡大ということで、今度、富士吉田に新たに用地を取得しまして、今回の立地につながったもので、今回の10名の雇用というものは全部地元雇用でございまして、以上でございます。

樋口委員

富士河口湖町にあって、今度、富士吉田に土地を求めて、そこに新たな工場を建設し、10名の新規雇用ということですか。その10名だけじゃなくてももう少しキャパがあると思いますけれども、新しい富士吉田の工場はどのぐらいのキャパシティーですか。

小林産業労働部次長 具体的に新たなところで何人の方がということは、数字を把握はしていませんが、従前から工場長にお話を聞く中では、既存の従業員さんたちがそちらに移る形でトレーニングをされていますし、新たに雇用した人も事前にトレーニングしながらやっているということです。ある程度富士河口湖等々の工場からベテランが移って、それに新人を10名加えてというふうに向っております。

ます。以上です。

(緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について)

樋口委員

わかりました。また委員会以外のところで詳しく教えていただこうと思います。

その次の緊急雇用創出事業臨時特例基金の事業費ですけれども、雇用ということで私たちの会派も、議会でもいつも本会議やこういうところで質問させていただいていますけれども、今までも毎年何回かこの支援事業をやっていると思いますが、ここ何回かの実績を教えてください。

塚原労政雇用課長 委員御質問の支援事業の実績ということですが、何回かやっております、まず22年度9月補正で若年者就業体験支援事業があります。これは211名雇用いたしております。その後、22年11月補正で148名を雇用しております。それから、平成23年6月、これは東日本大震災の関係で、被災者を対象とした事業でございます、こちらは16名を雇用しています。それから、同じ23年6月に新卒未就職者の就業体験支援事業があります。こちらは35名を雇用しており、23年11月補正でも219名雇用しております。それから、24年当初、これも新卒者未就職者ということで、こちらが58名雇用しています。以上でございます。

樋口委員

非常に私たちが日常活動する中で、県内でのUターンやIターン、県外の大学へ出ても帰ってきて就職が非常に厳しいということは、もう毎日のように話を聞くわけです。かなりのそういうところを対象にこの支援事業が実効あるものになっていると思いますけれども、今回の支援事業については何名で、今、被災者とか新卒者とかいろいろな対象者がいると思いますが、どういうところを対象に就労支援をしていくのか、ちょっと教えてください。

塚原労政雇用課長 今回の対象者は60名を予定しています。内訳なんです、平成23年3月卒、昨年3月卒業してまだ就職されていない学生でありますとか、平成23年の3月の震災以降、失業された失業者を対象としております。

樋口委員

もう1回聞きます。去年の3月、高校、大学を出られた方で、今、就労されていない方と、去年の大震災で職を失った方、この2つの方々ということですか。

塚原労政雇用課長 それにこの春卒業されて、まだ就職されていない方も含まれます。

(企業立地対策費について)

高野委員

さっきの企業立地対策費で10人の雇用が生まれるということで、補正額8,900余万円という部分ですけれども、この8,900余万円というのはどういう内訳になっているんですか。

小林産業労働部次長 この内訳につきましては、企業が土地を取得してから3年以内につくると、投資した工場及び設備の10%、3年以降につくった場合には、その建物及び設備の5%というルールになっておまして、今回の場合は土地を取得してから3年経過したものですので、5%の案件です。したがって、工場と設置した設備に対しまして5%掛けた金額がこの金額になります。

高野委員 8,900余万円というと、10人の雇用を育てるのであれば、10万円ずつ助成しても1人分が1年間で120万円。10人では、年間で1,200万円。何かそれだけのためにこの8,900余万円なんていうお金を払うっていうのは、今ちょっといい説明ができないの。そうでないと、誘致して果たしてどうなるかわからないようなものが、もしあった場合に、もうちょっと納得できる説明をしてください。

小林産業労働部次長 現在、新たにつくりました富士吉田事業所につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ベテランの従業員さんが入り、そこに新たに10名の雇用を入れまして、順次やっていくわけですけれども、それが本稼働になれば、だんだん従業員がふえていくと理解しております。私ども、この制度につきましては、ここで少なくとも10年以上を操業していただければ、法人住民税あるいは地元市町村の固定資産税等々によって十分回収できるものと考え、制度設計しているものでございます。

高野委員 どっちにしても、設備と用地取得に対するものの、今言った5%がこの金額になるということ。

小林産業労働部次長 用地は入っておりません。用地は入っていませんで、建物と設備の5%ということで作らせていただいています。

高野委員 じゃあ、この金額に20倍掛けたものが建物と設備という理解でいいのかな。

小林産業労働部次長 そのとおりでございます。17億9,000万円が、固定資産額として投下されております。

高野委員 さっき言った、3年以上たつと5%、3年以内であれば10%。これは何年目。

小林産業労働部次長 正確な時期は把握していませんが、3年半ぐらいだというふうに記憶しております。

高野委員 では、半年前だったら、この倍補助したという理解でいいのかな。

小林産業労働部次長 そうでございます。

(成長分野連携参入支援事業費について)

齋藤委員 新成長分野のことでちょっとお聞きします。この390万円という予算を盛ってありますが、共同受注体の形成に向けた取り組みについての補助ということをおっしゃっていましたが、これはどういう内容で主とした共同受注体という定義をつくってあるのかちょっと教えてください。

伊藤産業政策課長 説明いたします。共同受注体に向けたということの部分ですが、この事業につきましては、私ども、この事業がきっかけというふうに考えておまして、県内の中小企業が成長分野へ参入するためには、それぞれの強み、弱みを連携した中で事業を進めていく必要がございます、そのための中のステップ1として今回の事業を補正予算でお願いしております。

ステップ1といたしまして、県内の中小企業によります成長分野ごとの事業

化グループを設置し、その活動を支援していくというふうなことでして、その中でまた、その中の成長分野ごとのさまざまな、例えばクリーンエネルギーであれば太陽光、小水力、風力とさまざまな分野がさらにあるわけですが、そこら辺の検討をした上で、さらにその次のステップとして共同研究体、共同企業体というふうな方向に進めていけたらということ考えております。

齋藤委員 もっと具体的に、共同受注体ということですが、例えばクリーンエネルギーの関係と、燃料電池の関係、どういう形で具体的に共同受注体としての資格が生まれるのか。その辺をもっと具体的に教えてください。

伊藤産業政策課長 具体的に、例えばクリーンエネルギーで申し上げれば、今言ったようにいろいろな分野があるわけですが、それを県内の中小企業がグループをつくりまして、そのグループの中でどの分野に行くのか、具体的に自分の強み、弱みを研究した中で、それからどんなものが受注できるのかというようなこともさらに研究をしまして、そういう中で例えば太陽光であれば太陽光の発電のパネルへ行くのか、それとも周りの部品に行くのか、市場なども調査した上で、その技能を持った企業がさらにその先の共同受注体、共同研究体へ進んでいこうという事業です。

齋藤委員 今までこの事業を必要としたような、何か参考例があったらちょっと教えてください。

伊藤産業政策課長 今回、この事業を始めるのは、本県にはこういう事例が実はほとんどなく、現在まで県内の企業はどちらかといえば下請企業が多かったという部分がありまして、他県、東京都、そういうところには同じ企業が幾つか集まって、さらに上の製品を受注するような共同企業体というものがありますので、県も支援しながらこういう事業に取り組んでいきたいということです。

齋藤委員 今までは県内にはそういうものはなかったということですね。県外の事例というのは、どこの事例を参考にしたということですか。

伊藤産業政策課長 例えば、他県の例でございますと、東京都にアマテラスというグループがありまして、そこでは板金・プレス、放電加工などの10社で構成しますグループをつくりまして、航空宇宙産業に参入したいということで進めていますし、それ以外にも岡山、大阪等でもそういう動きがあります。

齋藤委員 山梨にとってこの新成長分野というのは、実は非常に大事な分野なんです。ものづくりの山梨県として、今、もう産業そのもの行き詰まっているような状態。新たに新分野を取り入れていかなければ、山梨県の企業そのものが生き残れないという時代を迎えそうなんです。ですから、例えばこの事業で支援をして、成果があったと仮定したときに、県はどのような形でこれを支援していくのかということをお聞きしたい。

伊藤産業政策課長 この事業の最終目的は、次世代産業の集積をリードするような中核企業を創出したいということが私どもの目標でございます。それを最終ステップと思っておりますが、そのステップへ行くまでの、今回、こういうグループをつかって研究を始める。次のところで共同研究体コンソーシアムをつくらせたり、それから共同受注体制の、そういうグループをつくるということでステップを踏

んでいながら、そういうふうなコア企業の創出に向かっていきたいというふうに考えております。

齋藤委員 そうすると、この390万円という予算は大体何社ぐらいを想定して見積もっているのか、それをちょっと教えてください。

伊藤産業政策課長 県内に今までも山梨燃料電池塾や、それから成長分野のセミナーなどがありまして、そこに参加しているのは六十数社ございます。そのうちの中から数社程度がそれぞれのグループに入っただけであればというふうに思っております。

齋藤委員 いずれにしても、とりあえず390万円というのは、私は芽出しの予算だと思っています。本来ならもっと積極的にこういう分野に取り組んで、もっと先んじてやらなければならない仕事だというふうに思っております。いずれにしてもしっかりとした支援ができるような体制づくり、支援体制を県がどういう形でやっていくのかということをもう一度お聞かせください。

伊藤産業政策課長 今回の予算につきましては、各分野に精通いたしました技術者、大学等のセミナーの講師、先端企業、先端研究室、大学等の視察などの経費が主でございます。ただ、それは予算がかかる部分だけでございまして、当然、事業化グループとそれぞれのグループごとには中で、それぞれのリーダーをつくっていただくとともに、自主的に研究、調査、相談もしていただくということ。それから、さらに県といたしましても、そのグループの中に工業技術センターの職員や産業労働部の職員がサポートする。それから、それぞれのグループにさらにアドバイザーをつけて、皆さんの相談に乗っていただけるようにする。さらに、全体の統括を角田産業政策アドバイザーをお願いするというようなことで、県も一緒になって推進していきたいというふうに考えています。

齋藤委員 そうすると、大学の先生とかアドバイザーの手当とか、視察にかかる経費があるわけですが、この参加しようという企業はみずからの負担金とかそういうものがあるのかなのか、その辺をちょっと教えてください。

伊藤産業政策課長 この予算の中では企業の負担金は考えておりませんが、当然、先ほど申し上げましたように、自主的な研究や、それぞれの企業が集まって相談をしたり、どういうふうにするかと、自主的に決めていただく部分がありますので、その部分については相当な人件費というか、負担があるかというふうに思っております。

齋藤委員 本来、それぞれの新しい産業に挑戦していこうという、そういう意欲がある会社というものは、やっぱりみずからも負担金を出してでもやろうという意欲がなければ、ただだから参加しようなんていうことで本物としての成果が得られるかということを心配しているわけなんです。やっぱり自主的に負担してでも、そういう機会があったらもっと真剣に取り組んでいこうという気構えがなければ、この成長分野へ参加企業として成功には結びつかないというふうに思いますが、その点、今後の考え方だけ最後お聞かせください。

伊藤産業政策課長 この段階は、まだ調査、研究の段階で、次はどういうふうに進むべきかという部分を検討する段階です。それ以降の共同研究体、それから共同受注体の

形成を実際にして、自分たちでどんな分野に進んで、どんなものをつくっていくかという研究には、恐らく企業も膨大な経費なり覚悟が必要になってくると思います。その部分も含めまして、今後こういう分野を県も一緒になって進めていきたいと考えております。

討論 無し

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第94号 財産処分の件及び第95号権利放棄の件

森屋委員 中身については県議会においても、もう既に何年かにわたって、あるいは過去を言うと、過去の中でも多くの議論をし、そしてここ近年のいろいろな細かい議論もありましたので、新たな委員になったからといって、ここでまたその話を持ち返すというか、掘り起こす気持ちはありませんけれども、しかしながら、きょうこういう形で財産処分ということで、多くの県民に損害を与えたということは、これは行政も議会も肝に銘じてこれからのことをやっぱり当たっていかなければいけないというふうに思います。

そこで、確認だけさせてもらいたいんですけども、中小企業高度化資金は、いろいろな時代的要請の中で生まれてきた資金であろうと思うが、これからの役割というのを国はどういうふうに今、皆さん方、地方に説明をしているんですか。

赤池商業振興金融課長 山梨県だけじゃなくて、ほかの県でもかなり不良債権化したということで、いろいろ見直しはしておりますけれども、やっぱりもともと制度目的というか、中小企業が一緒になって、より大きないい事業に進んでいくという政策目的もありましたので、事業の見直しを進めながらも制度は続けていくというふうに聞いております。

森屋委員 ということは、国としては、当初のこの資金の制度の設立のポリシーというのは守りながらも続けていくということでありますね。今までは、恐らく昔の高度成長期、あるいはそれ以降のバブル崩壊期に生まれてきたこういう国の制度というものは、どちらかという山梨県はそういう有利な制度があるから積極的に使っていこうというふうなものがかかなり多くあったように思います。これからはやっぱり、こういう分権時代においては、地方は地方の状況、産業の現状等々、地域は地域の中でしっかりと自己判断を、行政もあるいは議会もしていかなければいけないということを改めて指摘させていただきます。

そういう意味で、後で説明があるんでしょうか、今回の新たなこの資金の取扱についての新しい考え方っていうのを示されておりますので、その中でお互いに確認をしながらこのことに当たっていかなければならない。大きな反省というか課題を残されたなということを、これを言っておかないと、これだけ大きな金額が出たものを、はいはいって言うわけにはいかない。改めて大きな負担を県民に与えてしまうということを、自己反省を含めながら指摘をします。

新津産業労働部長 ただいま御指摘をいただきましたこと、我々もそういうふうに考えておまして、先ほど委員からも御質問がありましたように、中小企業高度化資金でこういう状態が高度成長期以降、全国で起きました。大なり小なり、みなどの

県も不良債権を抱えたということの中で、本県は非常に大きい金額だったわけですが、この点について全国もみんな萎縮してきてしましまして、事実上、貸付実績がもうほとんどなくなってしまった。中小機構が今、貸し付けている先は三陸のほうの津波の関係でやられた企業とか水産業とか、そういう工場とかに需要が出まして、今はそこに需要が行っているわけですが、私ども、これからまたもう少し設備投資の意欲というものが本県で出てきた場合には、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、先ほどの成長分野といったようなところで、きちんと自分たちで判断をして、もうこれなら行けるというような計画、協業化、そういったものについて融資をしていくということしかないのであろうし、後ほど説明申し上げますけれども、うちの自治体の規模に合った上限額も定めてやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

討論 無し

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項 中小企業高度化資金改善策について

質疑

棚本委員 ただいま、プロジェクトチーム改善策をお伺いしました。先ほど、財産処分の話がございましたが、改めてこの不良債権処理、高度化資金の問題、大変、振り返ると長い道のりでもありましたし、非常に重い話でもありました。そこで改めてこのプロジェクトチームの改善策を拝見しましたので、先ほどの説明の流れに沿って、幾つかお聞きをしていきたいと思っております。

まず、貸付限度額の説明がございました。この貸付限度額を設けることにつきましては、たしか記憶ですと、ここにメモがありますが、第三者委員会から事前に織り込めないリスクによる損失を一定限度内におさめる方策として提言がありましたが、その時点では具体的な金額は示されなかったと承知しております。ここでプロジェクトチームの改善策におきましては、高度化資金の貸付限度額は20億円とする説明がありました。この貸付限度額を20億円と設定した理由につきまして、先ほども若干説明がありましたが、さらに詳しい説明を求めます。

赤池商業振興金融課長 プロジェクトチームが検討する中で、高度化資金の政策目的、先ほども言いましたけれども、中小企業の高度化を図るといふ、そのためにはやっぱりある程度一定の金額が必要じゃないか、余り低いような額にするべきじゃないのではないかという意見がありました。日本政策金融公庫の1企業当たりの限度額が最大12億円ということも踏まえまして、あとは、先ほど少し説明させていただきましたけれども、過去の貸付実績を分析したところ、破綻が相次いだバブル期後における貸付金額に占める破綻先貸付金額の割合が、貸付金額が20億円未満だと25%だったんですけれども、30億円未満、その上になると55%と、急激に高くなる。そういうことも踏まえまして、貸付限度額は20億円が適当であるというような意見集約に至っております。

棚本委員 今、課長の説明を伺いました。さまざまな事例に基づいた、もちろん根拠のある積み上げで20億円を設定されたということでもあります。私も先ほどの財

産処分のこの貸付残高等々の説明を聞いておりましたときに、確かに、例えば味のふるさが55億円、それからニューマテリアルが27億円、身延ショッピングセンターが約18億円。これは18億円であっても貸付時点では22億余万円になっています。こういうことでありますから、このようなやはり多額な不良債権を踏まえた改善策であるものと、一定の評価をしたいと思えます。

次に、順序に沿いますと、県議会の説明の部分でお伺いをいたします。貸付対象事業費が10億円以上の場合、予算の段階で県議会に貸付先及び事業内容の説明をするという、こういう説明が先ほどありました。これはどのような根拠によりまして貸付対象事業費10億円と設定したのか、これも設定の理由について伺いたいと思えます。

赤池商業振興金融課長 もともと高度化資金の場合、貸付審査の段階で診断を行うのですけれども、原則として貸付対象事業費が10億円以上の場合に中小機構が参加することとなっております。ということで、この金額がある程度、より慎重な対応が求められるという金額であると考えまして、貸付対象事業費が10億円以上の場合には県議会に事前に説明するとしております。

なお、多額の不良債権、同じように21年度に青森県で生じているのですけれども、その青森県の改善策の中でも、貸付対象事業費が10億円以上の場合、これは貸付後ですけれども、最初の常任委員会で企業名及び設備投資概要を報告しておりますので、これも参考にさせていただきました。以上です。

棚本委員

わかりました。やはり新しいこういう改善策を出すときは、私ども、できたものを見るとさまざまな意見があるのでありましようが、何か根拠の積み上げでという話で、やっぱり設定していくのは大変な作業であったと思えます。これまでの議会对応を振り返りますと、予算概要等に貸付金の総額と制度の概要のみ掲載されてきたという、こういう経過があったことに比べますと、説明責任をしっかりと果たそうという、この第一歩を踏み出したことについては、これもお世辞抜きで評価をしたいと思っております。

同時にまた、先ほども話がありましたが、この高度化資金の貸付につきましては、やはり県議会にこうして10億円以上が、提示される以上、予算の段階でかかわり合うことについては、県議会議員の一人といたしまして、改めてこの策を受けて責任の重さを感じるころでもあります。

最後に、この取り組みのほかに、これも資料の(2)のアで貸付審査会の拡充についての説明がありましたが、やはり貸付の審査も、これは非常に今までの例の高度化資金の経過を考えると、貸付の審査がかなり、一度審査して通ってしまうと、あと、二度と戻れないわけにありますから、この審査が非常に私は重要なと考えております。最後に、貸付審査会の拡充について、これも説明を受けましたが、改めてもう少し踏み込んだ拡充についての説明をいただいて、これを最後の質問にいたしたいと思えます。

赤池商業振興金融課長 貸付審査会は既に設置しているのですが、現在、必要に応じて指名することができるとしている委員がいるのですけれども、そのうち市町村商工担当課長、商工会議所等の長及び協調または連携先の金融機関の長、並びに業界の代表者もこれからは必置とするというふうにしております。また、現在、定足数を委員の過半数としておりますけれども、それに加えて、公認会計士等の外部の専門家及び協調先の金融機関の長等の出席がなければ会議を開くことができないとしております。以上です。

望月委員

今回の高度化資金の焦げつきという部分、本当に二度と繰り返してはいけない部分だと感じております。これから将来に向けて、我々議会もしっかり今まで以上にチェック機能を厳しくしていかなければいけないという部分で、新しく改善検討プロジェクトチームの内容について幾つか質問させていただきます。

まず、モニタリングの強化についてでございます。3ページの部分なんですが、モニタリングの強化の中に、民間金融機関と協調または連携して融資をした上で、貸付先の情報を共有して綿密なモニタリングを実施、協調融資の場合は県と共同で一番抵当をつけられるようにするといった内容が記載されておりますが、民間金融機関と県が共同で一番抵当をつけることを可能とする、この理由についてお聞かせください。

赤池商業振興金融課長 高度化事業は、貸付期間20年という長期貸付ですので、償還期限までに不良債権化の原因となる事象が発生することが想定されます。貸付先の経営状況をきめ細かく把握するモニタリングが必要ですが、その方法としてはやはり第三者委員会からも指摘を受けたように、民間金融機関のモニタリング機能の活用をするということが非常に有効であります。その機能を活用するためには、高度化事業に対し、同じように協調融資してもらうことが一番現実的です。しかしながら、プロジェクトチームの中で民間金融機関の実務者からは、高度化資金では県の抵当権を第一番に設定するという運用がされているので、第二番の民間金融機関としては、モニタリングしても県のみ利益となってしまう。ですから、協調融資は難しいというような御意見もありました。

このため、民間金融機関が協調融資しやすくするよう、抵当権の順位を県と共同で一番に設定することを可能とするというふうにしております。なお、もともとこれは制度的には認められているものです。以上です。

望月委員

共同でということですね。

次に、適時適切な経営支援等の実施ということで、3ページの下のイの部分なのですが、不良債権化を防止するためにはモニタリングの結果というものを貸付先の支援につなげることが重要だと考えています。ここに挙げられているような中小機構ややまなし産業支援機構が実施しているアドバイザー派遣事業、これは、具体的にどこまで踏み込むような支援か、また、どういう支援なのか具体的に教えてください。

赤池商業振興金融課長 まず、中小機構の企業連携支援アドバイザー派遣事業というのがありますけれども、これは組合みずから主体的に経営課題を達成しようとする場合に、その要求に応じまして、課題に応じた専門家を派遣し、そのノウハウに基づきましてアドバイスをを行うものです。また、やまなし産業支援機構の専門家派遣事業というのがありますけれども、これは中小企業が抱えるさまざまな経営課題の解決を図るために支援機構に登録された外部の専門者が継続的にアドバイスをを行うものです。以上です。

望月委員

次に4ページの債権保全措置の強化ということで、しっかり強化していかなければいけないのですが、追加担保や連帯保証人の変更を求めることということですが、これは必要なことだと思います。でも、これは、現実的にはすごく困難なこと、簡単ではないことだと思いますが、県としてどういう姿勢で臨んでいくのか聞かせてください。

赤池商業振興金融課長 この件につきましては、先ほどのプロジェクトチームの中の民間金融機関のオブザーバーの方々からも、追加担保の徴求とか連帯保証人の変更というのは金融機関でも難しいというような発言もありました。しかしながら、今回の話し合いを踏まえまして、債権保全のためにはできるだけのことをしていくと、そういうこともありますので、こういう連帯保証人とか追加担保につきましてはできる限りの努力をしていきたいと考えております。

望月委員 できる限りの努力ということで、しっかりその辺を具体的にまた示していただければなと思っております。

その下なんですけれども、特約（コベナンツ）ということで、「貸付対象事業の内容に応じた特約（コベナンツ）の付加に努め」と、またこれも「努める」という言い回しなんですけど、この貸付対象事業の内容に応じたという、この「内容に応じた」という部分を具体的にどういうものを想定しているのか教えていただけますか。

赤池商業振興金融課長 最近、民間金融機関でもこういうような融資が多いというふうに聞いていますが、今まで県の一律の条件ということでやっていたけれども、第三者委員会からの指摘も受けまして、貸付対象事業の内容において、例えば返済財源が流用されないことを担保するような特約、あるいはまた、事業の拡大や転換をしようとする場合などの報告、情報提供義務などの条項、あるいは財務の関係が例えば一定の額、あるいは赤字とか、そういうことになった場合に報告あるいは制限するような、財務制限条項といったものを考えております。以上です。

望月委員 最後に、債権管理回収業務の委託について伺いますが、これまで不良債権の管理の回収業務、たしか株式会社整理回収機構というところに委託されていたと思いますが、これで一定の成果を上げてきたと感じております。今後、債権回収業務の委託を検討するには、どのような債権を考えているのか、また、高額な委託料を払って委託するのですが、委託を検討するという、この理由という部分を具体的に教えていただけますでしょうか。

赤池商業振興金融課長 中小企業高度化資金の債権管理回収業務につきましては、金融に関する高度な知識や豊富な経験が必要ということで第三者委員会からも指摘を受けているのですけれども、現在のところ、担当職員が人事異動で担当部署に来た場合に、事務引継ぎを行うことをはじめとして、所管する独立行政法人中小企業基盤整備機構の研修等を受けた上で対応しております。しかしながら、非常に高度な専門知識、豊富な経験を必要とするのですけれども、第三者委員会から、必ずしも金融に精通した者が担当するわけではなく、組織体制として決して十分であったとは言えないとの御指摘も受けております。

これを踏まえまして、すべての貸付先につきまして、より専門性の高い確実な債権回収及び債権管理業務の効率化を図るために、債権管理回収業務全般を債権回収会社等へ委託することを、他県等の例を参考にしながら、先ほど莫大などというふうな話も出ましたけれども、直営の場合の費用対効果を比較した上で検討していきたいと思っております。以上です。

望月委員 再発防止ということで、もちろん執行部も我々議会もしっかりもう一度ふんどうしを締め直してやっていかなければいけない。もう二度とこういう悪い事態が起こらないようにしっかりと、我々もチェックしていきます。しっかりと執行部

もやっていく、その心構え等々を最後にお聞かせください。

新津産業労働部長 ただいま、いろいろ御指摘もいただいたような、我々もあらゆる項目についてプロジェクトチームの中で検討していただいたというふうに考えております。これ以上のメニューが思いつかないぐらいの改善策だというふうに考えておりますので、ただいまいただいた御指摘や御意見を踏まえまして、この後、実は中小機構との交渉事などもございますので、この方向に沿って改善をして、先ほども申し上げましたように、高度化資金のことについてもう今後、消極的になるのではなく、今後の成長分野等をにらみながら、前向きに考えるための制度改善ということで取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

前島委員

いろいろ改善策について努力をした跡が見られるので、それは評価したいと思います。ただ、御承知のように、中小高度化資金については、本県は小さい県で最も全国で高い不良債権を出してしまったという反省の上に立って、いろいろとチェックをして、改善策をつくられたと思うんだけど、一つ、二つ、大きな問題があると思うんですね。

一つは、上を向いてこの政府の、国のそういう政策だからといって、やみくもに融資をしたということが、このいわゆる105億円の不良債権を出した大きな歴史的な反省の課題でもあるんですね。当時は、本当にチェックが甘く、もう協同組合をつくったり、協業組合をつくれれば、どんどん融資をしますという、バブルのはじけた当時の小沢政権時代の、いわゆる金融政策という、粗削りの政策というものがこういう大きな失敗をしていたんじゃないかと。いま一つは、連帯保証人について、きちんとした担保を取る体制が整っていなかったと。こういう2つの問題が私はあると思うんですね。

今度の改善策について評価しているのは、限度額を決めたこと、それから県議会に説明責任を果たすこと、モニタリングの強化をしたこと等々について、非常に評価をしているんですね。その中で一つ、課題と思っている2つ目の点については、いわゆる連帯保証人を正常に償還ができなくなった場合に見直しをすること。で、それは実際、実行できるものじゃないと思うんです。実際、傾いてから保証人になるなんていう人があるわけがないですね。なっていたくなくていうことはあり得ないわけですよ。それは最初のところできちんとした信用担保を確保するということが重要ですね。固定資産だとか、残高証明だとか、いろいろな社会的信用のある連帯保証人かどうかというのを、きちんと最初のところでやっぱり担保していくと。この、上を向いて、政府の政策だからっていつてやみくもに、こうした融資制度を普及していくようなやり方は慎んでいかなければいけないこと。

いま一つは、やっぱり信用。将来に対して確かに企業としての拡大と希望に沿って期待できる企業かどうかという、そういうこと。それから、担保の条件をしっかりと見定めていくっていう、そういう要素を持っていかないとだめだと思うんですよ。その点について、全体的な改善策について感じるものがありましたので、その辺についてひとつお話を聞かせてもらいたい。こういうことです。

赤池商業振興金融課長 中小企業高度化資金は、国から話があったからどんどん貸したと、そういうような御指摘もありました。それは第三者委員会の方からも言われたりして、先ほど言いましたように、今度、改善策をまとめまして、先ほど部長からもお話があったように、山梨県の成長分野とか、しっかりしたとこ

ろに、今度はしっかりした改善策に基づいて貸し付けていこうと思っています。

2点目の連帯保証人の関係につきましては、先ほど言いましたように、民間からも非常に難しいというお話は聞いているのですけれども、もともと貸し付け時にはそういう資産の状況とか、全部確認していたのですけれども、正常償還先については、確認していなかった部分がありますので、その点は今回の改善策で、正常な融資先につきましても1年に一度はちゃんと確認すると、そういう形で改善していきたいと考えております。以上です。

森屋委員

これは、先ほど部長のほうから最後にちょっと説明がありましたけれども、この要綱をつくって、国のほうの承諾というか、どうなのかわかりませんが、いつからこれを実行されていきますか。

赤池商業振興金融課長

これから今議会の議論をいただいた上で、中小機構ともいろいろやり合わなければならないのですけれども、そのほかに規則とか要領、幾つかありますので改正作業も大変ですけれども、できるだけ機構と早目に協議を整えて、できるだけ早い時期に改正したいと考えております。

森屋委員

先ほどから皆さん、共通の理解、暗黙の理解があるなというふうに聞いていましたけれども、基本的にこれは、厳しくすればいいというものではなくて、当然、厳しい審査の上で貸し出せるような資金であるならば、それは市場の原理に任せればいいのであって、政策的な資金をいかに有効に使うかということにやっぱり問題があるんだろうなと、その難しさがあるんだろうなというふうに。個人的にはどちらかというところと財政が余りそこにかかわっていくべきじゃないという持論は持っていますけれども、しかしながらこれをやっぱり、先ほどから何度か新津部長がおっしゃっているように、有効に使うということも一つなのかなと。

私たちは、この間、広島で県が出資したファンドを見てまいりました。委員長の手配ですばらしいものを見させてもらったなと思っていますけれども、私はそこで一番気に入ったというか、心を打たれたのは、資金の、ファンドという、行政も財政を投入した、それから民間の株式会社の皆さん方が投入した、そのファンドの使い方、目的というのが非常に明確だったなと。それは、広島という東京から離れた地域で、中央に寄りかちなファンドというものは地方ではなかなか使えない。だから広島独自でつくったんだ。で、そのファンドの投資先もかなり明確にうたわれていたというふうな気がいたします。

そういう意味で、先ほどもちょっと財産処分のところでも触れましたけれども、山梨県がもともとは国の政策資金であるこれを活用して、山梨県としてどういうところに、どういう目的を持って、どの分野、要するに市中の中では調達できない資金を政策的な資金としてそこに投入していくんだという目的をやっぱり明確にしなければいけないというふうに思うわけですが、それを皆さん方お持ちだと思いますが、それをどういう形でこの要綱の中にうたっていく、あるいは別のものの中でうたっていくようになりますか。

赤池商業振興金融課長

先ほど、部長からも答弁させていただいており、ある程度、山梨県の特徴ある成長分野というようなほうに重点を置くということになります。今のところ、プロジェクトチームの中では、その、どういう貸付先をとというような部分は検討されていなかったもので、今の御意見を踏まえまして、要領などに反映できるかどうか検討していきたいと思っております。

森屋委員

ついでっていうか、広島に行ったときに、これも一つ印象に残った言葉があって、従来の山梨は成長分野というのをかなり具体的にうたって、成長分野という特定な分野に力を入れていくんだっていうのがありましたね。この中でどなたかが質問した答弁だと思います。広島の方が、いや、特定の分野は絞りませんと。それはわからないと、行政には。というふうな、話もあったりして、ああ、これはちょっと山梨と感覚が違うなという気もいたしました。これは僕にもわかりません。山梨のように特定分野に絞って、ここに集中的に投入していくことが正しいのか、広島が言われているような、そうじゃないと、それは行政っていう世界ではわからないと。それは民間のエントリーしてくる人たちのものを見ながら審査していくんだという話でしたので、それは僕にもわかりませんが、そういう話もあったということをお伝えしたいと思います。

そしてもう1点、先ほど棚本委員がおっしゃられましたけれども、やっぱり僕は一番のこのかなめは、審査ということをどういうふうにしていくのか。それは、市中の銀行のような厳しい審査をすればいいっていう世界じゃないわけですから、そこに政策的な、あるいはマイナスの意味の政治的ではありませんけど、プラスの意味での政治的判断がそこにやっぱり明確にされるべきだと思います。

そこで、審査会のメンバーに同業種というか、同じ業界の人たちを入れるっていう話でしたけれども、むしろ私は、それは足を引っ張られてしまう可能性があるんじゃないかと。そういう、新たなチャレンジをしていこうという人たちを評価できるような、むしろその道の専門家という人たちを入れたほうがいいんじゃないかなというふうに印象を受けましたけれども、いかがですか。

赤池商業振興金融課長 同業者の業界の長というのは、先生おっしゃられるような、場合によれば反対に働くような場合もないとは言いきれませんが、私どもとしては、その業界を引っ張っていく方の御意見を踏まえて審査したいということで、前は指名できるとしていた方々も、今回は必置の委員にしたいと考えております。

森屋委員

最後になります。今のことはこの資金の性格、政策的な資金だということを踏まえた中では、ちょっと今のところは疑問に思うということをお指摘しておきます。

最後にですけれども、これはやはり先ほどから、何人の方もおっしゃっていますように、やっぱり責任の所在というものを明確にしたい。それは誰も責任を負いたくないわけで、行政の皆さん方で判断にかかわる人も責任を負いたくない、時の知事も責任を負いたくない、議会も責任を負いたくない、だからそれを退けていく、遠のけていくっていうことでは本末転倒であって、この資金の有効な活用はないわけで、山梨に資するものにはならないわけですから、ただ一つ大切なことは、そのときの首長、執行者であったり、議会にどういう責任があるんだっていうことをやっぱり明確にそこにうたって、そしてお互いにそのことを共有していくということも、必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

赤池商業振興金融課長 その点につきましては、結果的に誰も責任をとらないとか、そういうようなお話も幾つかいただいております。先ほど言いましたように、改善をできるだけ図って、いろいろ議会にも事前に相談したりという部分もふやしたり、将来のことですからわかりませんが、今後、貸し付けするものにあっては、決してこのようなことがないような形でみんなが責任を持って臨むように、

要領とか要綱に入れられるかどうかちょっとわかりませんが、そういう気持ちは十分持って改善策を検討していきたいと思っております。

※所管事項

(イオンモール甲府昭和増床計画について)

大柴委員

大規模の小売店舗の対応についてお伺いしたいんですけれども、イオンモール甲府昭和、これを皆さん、新聞と、また今議会等でいろいろと問題が出ております。2万8,000平方メートルから約4万8,000平方メートルと、2倍近い増床の申請が出ているわけですが、開業から1年半しかたっていないわけで、知事も25日の代表質問に対しまして、回答としては、増床計画が提出されたのは遺憾であると。そしてまた、慎重な判断を求めざるを得ない。直接トップに要請することも含め対応するという回答を行っているわけですが、法律的にも、開業時にはいろいろと県側からの計画をとめるということが出来るわけですが、やはりもう1回開業してしまうと、今度の増床計画に対しても中止をさせるということはなかなかできない、こういう問題があるわけですが、中心街等において小売業者や施設周辺の交通等がいろいろ影響が出るということ、皆さんも、新聞等も言われておりますし、我々もそう思うんですが、県としてはどのぐらい、この影響が出たりすると考えているのかお聞かせ願います。

赤池商業振興金融課長 イオンモール甲府昭和の開業の案件につきましては、現状ではその効果、影響を示す統計調査結果がまだ出ておりませんので、数字上の判断というのはできませんけれども、先日開かれた説明会などにおきましても、洋服店が中心市街地では半分になったとか、非常に閉店する店が多くなったという話は出ております。

また、施設周辺の交通関係については、イオンモール側は問題ないというふうにはおっしゃっているんですけれども、特に週末の昭和通りにおいて交通渋滞が生じているというような意見も聞いております。この施設がさらに増床となると、今後さらに閉店する店がふえたり、あるいは規模縮小時に懸念された施設周辺の交通環境への相当な影響というのは予想されると考えております。以上です。

大柴委員

県もやはり閉店ですとか、交通渋滞があるとわかっているわけです。私としても、人口減少社会にもう入っていますし、また厳しい経済状況が続く中で、県内の消費量が大幅に増加することはほとんど予想ができない状況にあるわけです。県内の小売業者は限られたパイの中で、しっかりとその取り合いをただ、今はしているだけという現状だと思います。その中、イオンモールのほかには、イトーヨーカドーがそこには今あります。そして、ジョイ。また、中央市ではイオンタウンやオギノ、アピタといった大規模小売店舗が集中していて、もう本当に誰が考えてももうオーバーストアな状況ではないのかなと思います。

そこでまた懸念されることは、これらの大規模小売店舗が資本の論理だけで働いて、採算性の悪化を理由に一方向的に撤退してしまうということが一番の問題ではないかなと思います。建物と土地とを所有している大型店舗でしたら、何とかその辺のところは多少抑制されることはあるのかなと思うんですけれども、賃貸等によってただ借りてやっているところは、本当にもう利益が出ないということだけですぐ撤退してしまうんじゃないかなと思います。あれだけ

の大きな土地を持ったり、建物を持ったりしているところが本当に撤退をしてしまったら、そのまま地域周辺にも大分影響も出ますし、雇用も大分減るわけでございます。ですから、やっぱりこの辺のところもよく県としては考えていただきたいなと思います。

県の大規模集客施設等の立地に関する方針を見ましても、出店時の配慮っていうのはいろいろあるわけです。ただ、退店時、もし急に退店したとき、こういうときにはほとんど何もないということでございますので、どのように県は撤退したときに対応するのか、何らかの方針とかそういうのを持っているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

赤池商業振興金融課長 県が大規模集客施設等の立地に関する方針におきまして、早期届出という部分と、もう1点、大規模小売店舗の設置者が立地地域において社会的責任を果たす地域貢献活動の促進というのをおあわせて求めております。その地域貢献活動の促進の中で、大規模小売店舗が撤退する場合の対策としまして、撤退に関する早期の情報提供、地域住民の買い物利便性を損なわないための後継店の確保、地域における失業の発生を回避するための従業員の雇用の確保、また、店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止のための建物管理の徹底などについて、地域貢献活動基本計画書などにより設置者に事前の対策の提出を求めております。仮に撤退するような場合になりましたら、これらについて適切に対応していただくこととしております。以上です。

大柴委員 地域貢献活動を適切にやってもらうような形で県としても指導するということはよくわかるのですが、この辺のところをきちんとやっておかないと、やはり地元の企業といえますか、地元の店舗、小売店舗は、なかなか大きな資本を持っているところにはかなわないというところがありますので、しっかりと出店時だけでなく退店時の考えもまたもう少し見直しをしていただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

赤池商業振興金融課長 具体例で言うと、今回のイオンにつきましては、土地は借りているが、建物は所有しているのです、この前の発言だと30年は撤退しないということもおっしゃっていましたがけれども、やっぱり企業ですから利潤の追究というのが目的ですので、私どもは毎年、地域貢献活動の報告書とかを求めると、仮にそういうような動きが出た場合はできるだけ早目に対応してまいりたいと考えております。以上です。

(高年齢者の雇用確保について)

大柴委員 わかりました。ぜひそのように対応をお願いいたします。

あと、もう1点だけお願いします。高年齢者の雇用確保についてお聞きしたいんですが、先般の8月29日、高年齢者雇用安定法の一部改正の法律が成立して、来年4月から施行されるわけですが、現行の法律では年金の支給開始年齢の引き上げを受けまして、平成16年に改正されたものであり、65歳までの安定した雇用を確保するために企業に定年の廃止と定年の引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置を講ずるように義務づけているわけです。平成18年の現行法施行から6年が経過しているのですが、県内の企業においてこうした高年齢者の雇用確保のための措置がどれぐらい実施されているのか、ちょっとお聞きします。

塚原労政雇用課長 高年齢者の雇用確保措置の状況ということですが、山梨労働局が公

表しております平成23年の高齢者の雇用状況の結果がございます。これは従業員31人以上の企業を対象とした集計でして、従業員301人以上の大企業につきましては、雇用措置のほうは100%実施されております。それから、従業員31人から300人までの中小企業につきましては、92%の実施ということです。

大柴委員 高齢者の雇用確保のための措置を実施する企業の割合というのが、今言われたように、大企業が100%、中小企業は92%ということで、かなり進んでいるなと思うのですが、今般の法改正で最も注目すべき点というのは、先ほどの3つの雇用確保措置のうちの継続雇用制度を導入している企業について、継続雇用の対象となる高齢者を限定できる仕組みが廃止されたということでありまして、この継続雇用制度を導入している企業の割合は大体どのぐらいあるんですか。

塚原労政雇用課長 雇用措置のほうにつきましては、先ほど委員お話のとおり、定年の廃止でありますとか、定年の引き上げであるとか、それと今のお話の継続雇用制度という3つがございまして、御質問の継続雇用制度につきましては、大企業が95%導入、それから中小企業につきましては82%、全企業の平均でいきますと83%が導入しているという結果です。

大柴委員 全企業で平均すると継続雇用制度が83%。ほとんどの企業が導入されている状況ということですね。これでいきますと、これらの企業のうち、継続雇用の対象となる高齢者を限定している企業の割合というのはどのぐらいになるんですか。

塚原労政雇用課長 継続雇用制度の中で、ある程度基準を設けまして、継続雇用される方を限定するという制度を持っている企業につきましては、大企業が73.7%、中小企業につきましては54.8%、それから雇用の継続措置をしている全企業を対象としたものですが、それでいきますと46.8%がそういう企業になるということでございます。

大柴委員 ということは、そもそも定年の廃止や定年引き上げ、または継続雇用制度の導入といった高年齢者の雇用確保措置が未導入の企業と、継続雇用制度を導入しているものの対象となる高齢者を限定している企業が、改正法による対応を必要とすると考えられるわけですが、今の課長の説明によりまして、県としてこうした企業に対し、今後どのように法改正を周知徹底していくのか。約46.8%ですから、これはやっぱり周知徹底していかなければならないと思うのですが、県としてはどのような対応をとっていくのか、お聞かせ願いたい。

塚原労政雇用課長 委員御指摘のとおり、今回の改正に伴いまして、継続雇用制度の対象となる高年齢者について、労使で協定を結んで基準を設けている会社が46.8%ということと、それから、そもそも退職制度を設けていない企業もわずかではあります。こういう企業が対象となりまして、今回の改正の施行が来年の4月1日ということで、余り時間がないわけで、法改正の周知徹底につきましては急務であると考えています。

対象となる企業につきましては、労働局でありますとかハローワークの方がもう把握をしておりますので、各企業ごとに個別に説明に回るというふうに聞いて

ています。県といたしましても、希望される高年齢者の方が65歳まで何とか働けるような制度をぜひ導入していただきたいということで、県の中小企業の政策アドバイザーが各企業を訪問した際に御指導申し上げるでありますとか、労働機関紙のほうに周知徹底のための掲載をしていきたいと考えています。以上です。

大柴委員

よくそれらを徹底していただきたいというのと、なかなかこれをきちんと守らない企業というのはたくさん出てくると思うんですよ。これは県が守れないからってどうのこうのというよりは、監督署とかそういうところがやると思うんですけれども、どうしても中小企業の方々というのは利益だけに走るということで、いろいろな新しい案を出して、65歳まで継続雇用を考えるということもしないものですから、ぜひ県が大きな指導力を持ってこういうことをやっていただきたいと思うのですが、最後に一つだけよろしくお願いします。

塚原労政雇用課長 今回の法改正を守らない企業につきまして、基本的には法律違反になりますので、労働局の方とのお話になります。例えばそういう企業がありました場合は、当然、企業に行って個別指導をする。次の段階は、勧告をする。で、勧告に従わない場合、今回の改正で企業名を公表できるというふうに改正されましたので、企業名を最終的に公表することになります。県といたしましては、そういう事態にならないように、できるだけ周知徹底をしていく中で、就職をそのまま継続したいという高齢者の方がいらっしゃれば、できるだけ、65歳と言わず、65歳以上まで働いていけるような雇用制度というものを導入していただければというふうに働きかけていきたいと思っております。

(産業振興について)

齋藤委員

産業誘致の関係で聞きたいんですが、なかなか山梨県は、企業が撤退して新しい企業が入ってこない状況にあります。しかし、このまま放置しておくと、さらに山梨県の企業体質が弱体化して、もちろん働く場も失うし、山梨県そのものの活性化につながらないというようなことが言われております。

そんな関係で、まず、その後の企業の状況がどんな状況にあるかということをもまず聞いておきたい。

小林産業労働部次長 県におきましては、市町村等とも連携いたしまして、企業立地推進計画を策定しまして、本年度で5年目に入っております。県では機械電子の分野と、それから健康関連産業という2つを重点的に誘致していく形でやっております。この4年間の実績ですけれども、指定業種につきましては54件の立地を見ております。目標達成までにはあと1年、本年度の実績が残っているわけですが、現在のところ、目標を上回る実績を上げているところです。以上でございます。

齋藤委員

今、山梨を牽引しているのは機械電子産業だということが言われておりますが、しかし、山梨県の将来を考えると、企業を入れかえをする時期に来ているんじゃないかと実は思うんですよ。新しい産業を入れて、もっとやっぱり力強く牽引できるような、そういう産業を、単に機械電子産業だけに頼っていることではなくて、やる時期に来ているんじゃないかというふうに思いますが、その辺の考え方をちょっと。

小林産業労働部次長 先ほど、企業立地計画が本年度5年目だということを申し上げましたが、

現在、来年度に向けまして新たな5カ年計画を今、策定しているところです。今までの答弁の中にもございましたけれども、やはり県が今後目指す成長分野というものも意識しながら計画をつくっていかねばいけないというふうに考えておまして、そういった観点も入れながら、この機械電子産業、健康関連産業を含めまして、今後、誘致していくべき指定業種というものを定めていきたいと考えております。以上でございます。

齋藤委員

私が言うのは、現在、機械電子産業を経営している人たちからも、もう既に山梨の将来のためにやっぱり新しい産業をここで入れかえしなければ将来の山梨はないということまで実は言っております。ですから、これは県がもっと積極的に新しい産業を興し、新しい産業を取り入れていくためには、もっと本腰で取り組んでいかねばならないと思っております。

ですから、私は、さっきの高度化資金の限度額20億円なんて決めたこと自体が私はやっぱりおかしいと思っております。もっと間口を広げて新しい産業を興して、そして指導とかいろいろなチェックをちゃんとしていけば、伸びる企業は伸びていくんですよ。だから、回収することしか考えなくて、やっぱり企業が本当にやろうという意欲をもっと伸ばしてやるということを考えていかなければ、山梨の産業は成長しないというふうに思いますが、その考え方をお聞かせいただきたい。

赤池商業振興金融課長 先ほどの20億円というのは、今までは県が中小機構から借入金をお借りしまして、それに県分を足して事業者に貸し付けたもので、これがA方式と呼ばれて、もう1個、B方式という、中小機構が県から出資をもらって、中小機構が貸し付けるというB方式というのがあります。プロジェクトチームの中でも、やっぱりいい事業については県の限度額を設けても発展させるためには、そういう高度化事業を使うべきであるというような意見もありましたので、20億円を超えるものはだめというわけではなく、B方式で対応できるよう、中小機構に要請してまいりたいと考えております。以上です。

齋藤委員

本格的にやろうという企業に対しては20億円という限度でなくて、広げていく可能性は十分あるということでもいいわけですね。やっぱりそうしていかなければ成長していく産業が、伸びていかないような気がするんですよ。ですからそういうことを考えながら、もっと積極的に将来の山梨の企業のあり方を考えてもらいたいというふうに思いますが、新しい成長分野として、今現在、県が考えている分野が幾つかここにあります。まず何を中心にやっていきたいという考え方があるのか、部長のほうからその辺の考え方を。

新津産業労働部長 先ほどの御質問にもありましたけれども、そもそも我々産業労働部というか、県として、昨年3月末に産業振興ビジョンをつくったというのは、県の強みというものをきちんと分析して、その中から可能性のある成長分野へ行こうという1年間の準備の中でつくったものでございまして、全く落下傘的に新しい分野がぼんと出てくるというふうには考えておりません。ですから、11の新しい領域は示しているわけですが、私ども産業労働部に関係する中では、特に4つの成長分野というものを意識して、積極的に推進していこうということで、先ほどの成長産業連携支援事業につきましても、健康関連医療の分野とか燃料電池、それからデバイスの分野とかいった4つの分野を設定しているわけです。その分野は結構幅広く設定しておまして、先ほどの事業でステップ1、ステップ2という話を産業政策課長からも説明させていただきました。

が、研究会から共同受注体とかに発展していく段階では、例えば航空機分野に、一つの分野に10社から20社が参加しておりますけれども、企業みずからが数社のグループをつくって、私たちは航空機へ行くんだとか、医療の分野の中では内視鏡へ行くんだとか、そういうことを自分たちで決めて、自分たちで成長していくということを想定してやっております。以上でございます。

齋藤委員

そういう新しい成長分野の産業が育つために、例えば、今現在、山梨県の中にも工業団地として計画しているところで、企業はまだ入居できないところもあります。もちろん八田にもあります。新しい成長産業が本当にやろうというときには、そういう土地を提供するぐらいの気持ちがありますか。

小林産業労働部次長

現在、そういったまだあいていない工業団地、それから既に企業が取得しているんですが、なかなか工場が建たないというところがございます。そういったところにつきましては、企業の了解等々も得ながら、新たな企業があって、現場を見たいというようなところにつきましては、我々も現場へ御案内いたしまして、見せたり、あるいは説明したりという形でやらせていただいています。あいていない工場につきましても、同じように企業を連れて行って御紹介していくというようなことはやっております。以上でございます。

齋藤委員

いずれにいたしましても、もっと積極的に、攻めの姿勢でやっていかなければ、日本国中やっぱりお互いに攻め合ってるんですよ、今の時代ですから。ですから、攻める姿勢で取り組んでいかなければよそに取られてしまうということがあります。かつての東北のように、土地を提供するから企業に出てこいというようなところもあったわけなんです。ですから、そのぐらいの気構えで初期投資に対しては県がある程度優遇するから出てこいというぐらいの気持ちで取り組んでもらいたいというふうに思っておりますので、最後にその所感をちょっと部長のほうから。

新津産業労働部長

企業誘致の方策というのは、そういった助成金とか大胆に三重県や大阪府等で行ったようなこともあったわけですが、現在のグローバル化社会の中で、大変目まぐるしい企業の再編とかがあるため、必ずしもそうしたものは成功しなかったということをこの間、我々も見てきました。しかしながら、御指摘のように、私どもの今、進めている金額というのは決して大きくはないと考えておりますけれども、我々の先ほどの高度化資金ではありませんが、身の丈に合ったところから初めて行って、先ほどの助成金もありますので、そうしたもので、しかし大胆に新しい成長分野へ目指していきたいと考えております。以上です。

(イオンモール甲府昭和増床計画について)

樋口委員

執行部といいますか、委員長あるいは委員の皆様方にぜひお願いしたいのですが、先ほどのイオンモールの関係ですが、この件につきましては9月の11日に商工会議所と甲府商店街連盟から知事、そして浅川力三議長に意見書、そして要望書という形で格段の配慮をしてほしいという要請がございました。あるいは、先月9月27日には、甲府市議会が全会一致で反対決議をして、28日に知事並びに浅川議長のほうにその決議を持ってきたところでもあります。

取り扱いとしては要望書でありまして、それ以上でもそれ以下でもありませんけれども、今議会の中で代表質問の中にも何人か取り上げていただきました

し、あるいは知事のほうからも非常に憂慮していると、法的にどうこうということは非常に難しいけれども、企業側のトップに話しかける等々、できることをしていきたいという答弁もいただいたところでもございます。

先ほど、大柴委員のほうから懸念をされる、あるいは県としての対応について御質問や御意見をいただきました。まさに一番影響を受けるところからの要望書という形で上がっておりますけれども、先ほどお名前が挙がったところ以外にも県の中でこれまでも県民の生活のために小売流通業、いろいろな店舗を出していただいているところ、あるいは地域地域の買い物難民を出さないために貢献をいただいているところがたくさんありますから、ぜひ、この産業をつかさどる委員会としても、この要望書を要望書として受けとめていただきまして、どういう取り扱いになるかは委員長にお任せしますので、そんな形で各委員には皆さんがそれぞれしっかりと受けとめいただきますことを私のほうからお願いをさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(休 憩)

樋口委員 先ほど、議論を伺い、私も申し上げましたけれども、今、増床計画が正式に提出をされて、県として、行政として、どのような形で受けとめられて、どういうふうに進まれようとしているのか、いま一度お伺いをいたします。

赤池商業振興金融課長 もともと規模縮小のときにはいろいろある中で、イオン側も昭和町も承知する中であの規模に縮小していただいたわけです。そこからまだ1年半しかたっていないということで、最近、イオンさんは交通問題とかはないとおっしゃっていますけれども、やっぱりそのとき心配された交通問題、あとは中心市街地の商店街への影響ですね。こちらについても単なる商業の問題じゃなくて、都市計画上もやっぱりある程度、選択と集中というふうに平成18年にまちづくり三法が改正になりましたので、甲府がメインの商業地ですので、そこよりも大きくなるのはどうかなということも考えていまして、ですから、知事も答弁しましたように、県としては慎重な対応を求めざるを得ないと考えております。

樋口委員 まさにこの間も知事の答弁といいますか、方針の中で、北口が整って、南口修景計画も甲府市中心部の再整備というかたちで大きなテーマとして取り扱うという話もありました。開店をしてまだ1年半ということで、もう少し周囲の状況を見ていただくとか、さまざまなことを行政としても要請をしていただきたいというふうに思います。

加えて、今、商業という観点からじゃなくて、県土づくり、それぞれのふるさとを住みよいふるさとに、点在しているところを育てて守るという観点からも必要かというふうに思いますけれども、その辺についても買い物難民とか、あるいは甲府市中心市街地の活性化に向けて支援をする立場からもその辺は必要じゃないかなというふうに思いますけれども、その辺についていま一度お聞かせいただきたいと思います。

赤池商業振興金融課長 今、県の立地方針の要綱で行政指導的なものですがけれども、立地方針に基づいて手続が進んでおります。説明会はこの前、終わりました、この後、関係市町から御意見をいただきます。その意見を踏まえて県としての意見を決定するものですがけれども、先ほどお話ししましたように、やっぱり都市計画上、あるいはまちづくりの観点から非常に問題があると考えておりますので、周辺

の市とか町の意見、あるいは商工会議所からもこの前、要望が出されましたけれども、その意見を踏まえて、県として対応していきたいと思っております。以上です。

樋口委員 終わりますけれども、さまざまな、イオンさんの言い分といたしますか、雇用、あるいは県内にない商業的な喚起を起こすんだという、いろいろな言い分もございまして、先ほどから議論している懸念も非常にあるということで、ぜひ委員会としてお受けとめをいただければありがたいというふうに思います。以上です。

主な質疑等 観光部関係

※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(談合坂サービスエリア観光情報コーナー設置事業費について)

森屋委員 この談合坂と二地域移住の予算は緊急雇用でやられるんだけど、これ自体はたしか24年で基金事業終わりでしょう。来年はこれはその次の債務負担行為で継続してその場所の事業自体はやるということだから、来年は普通の予算として人件費みたいに盛ってくるということですか。そうではない？

弦間観光振興課長 この2件とも来年度までの債務負担行為を今回とりますので、来年度事業、談合坂につきましては来年の11月末まで、二地域居住につきましては来年の9月末までという部分につきましては、債務負担行為で認めていただきましたら来年度予算に盛りまして事業を継続したいと考えております。以上です。

(関東・東海B-1グランプリ開催支援事業費補助金について)

樋口委員 関東・東海B-1グランプリ開催支援事業費補助金、2年前に甲府鳥もつ煮でみなさまの縁をとりもつ隊の甲府の鳥もつ煮がグランプリを厚木で取って、県のイメージアップ大賞か何かを受賞されたということで、非常にその活躍も目を見張るものがあって、大きく鳥もつ煮の知名度を上げてくれているんですが、去年は甲府駅周辺と小瀬公園で分けて開催をしましたが、去年は何か実行委員会から県のほうに支援の要請があったりとか、支援をしたりとか、そういう実績があったんですか。

弦間観光振興課長 昨年度につきましては、その前年度ということで、「B級ご当地グルメよっしゃばれ市inこうふ」の開催をいたしまして、会場が、先ほど委員がおっしゃったように甲府駅周辺と小瀬スポーツ公園方面に2カ所に分かれ、費用が非常に莫大にかかるということから、その増大経費について補助の申請がございまして、今回と同額の500万円を昨年度も助成をしております。以上です。

樋口委員 昨年は分かれての開催ということと、たしか天候が悪かった記憶がありまして、天候が悪くて子供たちがぶーぶー言っていましたけど、悪いからこれだけで済んだんで、天気がよければもっと列が混むよなんていう話をした記憶があるんですが、ことしはこちら、甲府駅周辺だけで1カ所で開催するということが、非常ににぎわいが創出されることが予想されますけれども、県としてお金

だけじゃなくて、どのような支援やお手伝い、共同作業とか何かありましたら教えてください。

弦間観光振興課長 県といたしましては、先ほどの実行委員会への財政支援以外に、財政面以外での支援も考えております。まず、富士の国やまなし観光ネットや、あるいはイベントガイドブック等での情報発信、PRと、JRの駅やサービスエリア等での観光キャンペーン、あるいは観光説明会で旅行会社に旅行商品の造成の依頼ということや、当日につきましては、やまなし観光推進機構が大会会場に観光PRブースを設けまして、山梨県内全体の観光PR、観光案内をしたいと思っております。また、大会会場に北口のほかに県庁の敷地と、あとは舞鶴城公園を提供するというのもしてございまして、財政面以外にも本県の誘客に非常に役立つものであることから協力をしていきたいと考えております。以上です。

樋口委員 ぜひ、お手伝いというよりも主体的に観光部の力量、観光支援機構の力量を発揮していただきたいと思っております。絶好の国文祭の100日ぐらい前になるんでしょうか、プレイベントだというふうに思いますし、今お話がありましたように、ちょうどこのイベントの1年後にはオープン県庁がオープンをするわけですから、防災新館が仕上がり、中がきれいになるわけですから、ぜひ、そのためにも大成功を期待するんですけれども、この概要、どういうところが、どういう出展があるとか、どういうレイアウトになるとか、どういう企画があるとか、そういったものについてはいつごろ明らかになるんでしょうか。

弦間観光振興課長 既にB-1グランプリ自体の出展するところにつきましては、甲府市の実行委員会から既に発表がされております。もう1点、同時開催をいたします山梨県内の特産品や、あるいは土産品などを販売いたします、山梨いいもの・うまいもの市というのを春日モールで同時開催するということになっております。このところにつきましては、愛Bリーグに加盟していない県内の団体、例えば上野原のせいだのたまじであるとか、韮崎のにらまんであるとか、そういう愛Bリーグに入っていないところについても出展もする、販売をするということになっておりますが、特産品、土産品につきましては、現在、中小企業団体中央会、JA等に甲府市の実行委員会が照会をしております、全体像はまだ明らかになっていないところです。以上です。

樋口委員 終わりますけれども、去年の開催では、甲府選出の県会議員にももちろん案内があって、開会式に行ったりしたのですけれども、県庁敷地を使うとか、国文祭の2カ月前の時期であるとか、いろいろな要素があって非常に楽しみにしております。ぜひ県議会にもきちんと周知といいますか、お知らせ、御案内をしていただいて、みんなが見れて、そして楽しんで、また、その後、いろいろな意見が出せたり、あるいは工夫を持ち寄りたりできるような、そんなイベントにしていきたいと思っておりますけれども、その辺についてお聞かせください。

弦間観光振興課長 先ほどの話の中に国文祭もございましたが、国文祭が来年1月から通年開催される直前でもありますので、国文祭のアーティストボランティアによるパフォーマンスというのを舞鶴陸橋でやることになっております。全国から来るお客様に、すぐ始まる国文祭の情報提供をして魅力あふれるものになりたいということと、やはり今回のB-1グランプリにつきましては、甲府だけのイベン

トではございません。全県下波及効果があるものですので、県議会議員の皆様方、県民の皆様方にも実行委員会を通じて、また県からも強力にPRして機運を盛り上げていきたいと考えております。以上です。

大柴委員

今のB-1グランプリの関連で1点だけお伺いしたいんですが、出展数と、また、大体の人員ですか、大体お客さんがどのくらい来るかというのは予想がついていると思うんです。国民文化祭を控えて、ここで駐車場もないよ、あと、輸送手段もあんまりないよとか、混雑していてどうにもならないというような状況になりますと、負のほうが多くなってしまうということもあります。ぜひ、しっかりとその辺のことを考えてもらわなければならないのですけれども、それには県が主体性を持ってやらないと、やはり実行委員会だけではどこか手落ちになると思いますから、ぜひその辺、県としてはどのようにそれを予知しているのか、駐車場とか輸送計画をどういうふうに行っているのか、ちょっと教えてください。

弦間観光振興課長 まず、B-1グランプリの規模というか中身でございますけれども、今回は関東と東海の合同開催ということでございまして、愛Bリーグの関東支部加盟団体9団体と、東海支部の7団体、合わせて16団体がB-1グランプリに出展をいたします。

それと、先ほどの山梨いいもの・うまいもの市でございますけれども、これはまちづくり団体が5団体と、それ以外の土産品や特産品を提供する団体につきましては、今、募集集計中でございますが、20団体程度というふうに聞いております。全体で来場者数は10万人程度を予想しているというふうな実行委員会の発表がございました。

それと、県のかかわりでございますけれども、実行委員会の委員に私と観光企画・ブランド推進課長と、やまなし観光推進機構も入っておりますので、盛り上げる方法、あるいは周知する方法、全国にアピールする方法等につきましては、県も一体になって甲府市の実行委員会とともに取り組んでいるところでございます。以上です。

齋藤委員

ちょっとまた関連がありますが、このB-1グランプリ、まあ、これは一過性のものだと思うのですが、これを後でどういう形で生かせるのかと。せっかく県外からいろいろなお客様とか、そういうものが来るわけですが、後の生かし方ですね。それをどういうふうに考えているのかちょっとお聞かせください。

弦間観光振興課長 今回のB-1グランプリは、愛Bリーグに加盟している甲府市の鳥もつ煮と大月のおつけだんご、2団体でございますけれども、いいもの・うまいもの市のほうに愛Bリーグには入っていない県内の5団体、いずれにいたしましても地域のまちおこし、地域の振興のための団体でございます。これを今後、食のイベントだけに終わらせずに地域振興に役立てていかなければならないという取り組みをしているところでございます。また、県といたしましても、今回の集客をより周遊観光、周りも見てもらう、あるいは全県下に広がるということが必要でございますので、やまなし観光推進機構を通じまして、着地型の旅行商品を作成して全県下に広めていきたいと。食のイベントに終わらない地域振興、県内全域に波及するような、そういうイベントに今後していきたいというふうに実行委員会とともに考えているところでございます。以上です。

齋藤委員

恐らくこのB-1グランプリには県内からもいろいろな食べ物が出展され

るというふうにするわけですが、やっぱりその中で山梨として将来どういうものが活用されるかと、食文化としてどういうものが将来やっぱり生かされるかというようなこともしっかり検証しながら取り組んでもらいたいと思います。それはそれでいいです。

(二地域居住・移住誘致推進事業費について)

次に、田舎暮らしのガイドブックですが、当然ガイドブックは都会の人たちにPRするために必要なものでありますが、この使い方ですね。ガイドブックの利用の仕方、どういう形で利用して広めていくのかということをお聞かせください。

弦間観光振興課長 今回の二地域居住・移住誘致推進事業の田舎暮らしガイドブックは1万部作成することにしておりますけれども、昨年の東日本大震災以降、子育てをしている30代において非常に田舎へのあこがれ、あるいはそういう田舎暮らしをしたいというふうな意見が多かったことから、また、山梨県のふるさと暮らしの希望ランキングもだんだん下がってきておりまして、山梨県も他県に負けないためには、現在、田舎暮らしをしている県内に住んでいる方々から生の情報を都市住民に伝えていく必要があるということから、この田舎暮らしガイドブックを作成したいと考えています。この中身は、現在、県内に住んでいる移住してきた方々、約100名にインタビューし、取材した結果をこのガイドブックに載せまして、これを全国規模でのイベントでありますとか、東京の有楽町にあります、ふるさと回帰支援センター、あるいは山梨中央銀行の都内の各支店、道の駅、談合坂サービスエリア等で配布をしまして、本県の魅力を住んでいる方みずから都市住民に訴えて活用したいと考えております。以上です。

齋藤委員 せっかくこれだけのものを印刷し、1万部ですか。1万部でどれだけの効果があるのか。恐らく、東京都内で大勢の人に見てもらうのであれば、1回のイベントで1万部ぐらになくなってっちゃうと思うんですよ。で、どれだけの効果が1万部であるかと。あと、もっとしっかりしたものを、内容がわからないけれど、もっと広く、二地域間交流じゃなく、もっと東京の首都圏に向けて、田舎暮らしを大々的にPRをしていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。そういう考え方はどうですか。

弦間観光振興課長 冊子としてのガイドブックは1万部ですけども、観光ネットに掲載いたしまして、ネットから見れるようにしたり、あるいはこの事業の中でも田舎暮らしをしている方々からブログでありますとかツイッター等を通じまして、現在の状況をネット配信してもらおうということもあわせて、紙だけではなくてネット媒体も使いながら、両方でやっていきたいと考えております。以上です。

齋藤委員 山梨の場合、人口も年々減っていくことですから、いかに交流人口をふやすかということが課題だと思うんですよ。ですから、人口が少なくなるぐらい、やっぱりしっかりとした交流人口でカバーしながら、そういう田舎暮らしというものがもっともっとわかってくると、それが定住につながってくるんじゃないかと思うんです。ですから、そういう意味で、しっかりPRしていただきたいというふうにして、終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(インバウンド観光の推進について)

棚本委員

私は、インバウンド観光の推進の関係で何点かお伺いします。我が国にとりましても非常に重要な観光の中の課題でありますし、当然ながら本県においてもこのインバウンド観光の推進は大きな観光行政の課題でもあると認識しております。たびたび議会でも課題というか話題になっておりますし、白壁委員長もインバウンド観光推進に力を入れているということもあります。私ども、記録で先般報告がありましたけれども、県でも7月にシンガポールからタイ、また、9月には中国に観光キャラバン隊を派遣しまして、タイから150人を超える観光客の送客の決定、また、冬の観光シーズンに向けての商談も進行していると、こんな報告が過日あり、私どもは承知をしております。

私ども、同時期にタイ、それからシンガポールの視察の中で、シンガポールでは自治体国際化協会、あるいは日本政府観光局の現地事務所長から、また、タイでは大鷹公使からもそれぞれの経済情勢、あるいは訪日旅行の市場動向、そしてタイからの訪日旅行客が増加している等々、いろいろな話を直接お聞きしました。

これらをお聞きして、今後、こういう東南アジア地域のインバウンド観光も本県にも大きく貢献していただけるという期待を寄せていた矢先でありました。承知のとおり、中国の尖閣諸島の領有権を巡る問題とか、あるいは韓国の竹島を巡る問題など、近隣の国との関係悪化が、先ほど申し上げましたとおり、本県のインバウンド観光を推進する上で非常に暗い影を投げかけているような感じがしているのは私だけではないと思います。

そこで、非常に複雑な背景ではありますが、外国人観光客の動向とか、あるいは今後のインバウンド観光推進に向けた取り組みについて、この場で幾つかお伺いをします。まず、最近の報道を見ますと、これは正しくするために記録してきましたが、日系の航空会社、尖閣問題でキャンセル5万席と新聞に出ていました。また、別の同じ新聞かどうか、報道によりますと、「中国の旅行社が訪日旅行商品の販売を中止」と、この関係のこういう報道の見出しが連日のように続いております。また、山梨県内の旅館とかホテルでも、相当数の外国人観光客のキャンセルが出ているという報道もありました。中国人観光客を初めとする東アジア地域からの観光客はインバウンド観光においても非常に重要であると考えておりますが、県内でどのぐらいの外国人観光客の宿泊キャンセルが出ているのか県が把握している状況を伺います。また、外国人観光客の回復に向けて、県行政としてはどのようなことを考えておられるのか、一問一答が原則ですが、類似ですから伺います。

佐野国際交流課長 今、棚本議員の方からどのような状況かということで御質問いただいたわけですが、県内の旅館、ホテル、昨年1年間で1,000名以上の外国人の方が宿泊したホテルが15軒ありますが、それらにつきまして、先月の27、28日の両日で尖閣諸島問題以降、どのようなキャンセルがあったかということをお伺いいたしました。15軒のうち14軒の施設でキャンセルがございまして、9月、10月の2カ月におきまして、約7,800名のキャンセルがあったところです。

現在、尖閣諸島問題等で非常にキャンセルの状況があるということですが、

本県の観光事業におきましては、中国は本県にとって非常に重要な市場ですので、今後ともあらゆる機会をとらえまして、魅力のPRに努めるとともに、粘り強くセールス活動を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

棚本委員

状況はわかりました。確かに7,800人程度、インバウンド観光に主力を置いている地域は、これは誰のせいでも、山梨県の行政が手を抜いているわけでもなくて、国の観光行政が手を抜いているわけでもなくて、当事者の努力がないわけでもありません。非常に複雑な問題ということは承知しておりますが、インバウンドで集中して力を入れている観光地にとってみますと、これは存続できるかどうかの死活問題で、これも報道で、連日、最近ラジオをかければその問題、あるいは朝、ニュースを見ればその問題と、続いておりますので、簡単にはいかないことは承知しておりますが、注視しながら、少しでも1歩でも2歩でもできる対策は講じていただきたいと思います。

次に、10月には韓国の忠清北道との姉妹県道の締結20周年にあわせて韓国、そして中国でのトップセールスを計画していて、前からこれはお聞きしている話であります。知事が記者会見の席上で、自治体レベルとか民間レベルでの草の根の交流は続けていく方がよいと思っていると繰り返しお答えをしております。これは現在の韓国とか中国の状況を検討する中で、本年度予定しているトップセールス、非常に私も注視しておりますが、どのように実施をしていくお考えなのか、この点、改めてお伺いをしたいと思います。

佐野国際交流課長 10月におきます韓国忠清北道との姉妹県道締結20周年記念におきます知事の訪問ですが、10月10日から10月13日までの日程で実施することを考えております。韓国、忠清北道におきましては、忠清北道の知事でありますイ・シジョン知事から招待状もいただいております。忠清北道のチョンジュ市で開催されます姉妹県道締結20周年記念式典に出席させていただく予定です。また、ソウル市内のロッテホテルにおきまして観光商談会並びに本県産のワインや日本酒の魅力を紹介する予定にもなっております。

なお、中国大連市、上海市において観光商談会や政府機関に対するセールス活動を予定しておりましたが、昨今の情勢から、訪問につきましては延期することといたしました。理由は、中国でのマスメディアにおけます積極的なPRが期待できないほか、現地の旅行会社におきまして、訪日旅行商品の販売の自粛ということがございます。また、今回の状況では十分なセールス効果が望めないということから、事業実施を延期することといたしました。以上でございます。

棚本委員

状況は課長の説明でわかりました。知事が繰り返し述べられております。自治体レベルとか民間レベルでの草の根の交流は続けた方がよいと。私ども人類ですから、それは本当に理想でありますし、そのとおりで思っております。しかしながら、トップセールス、非常に微妙な時期でありますので、こういう時期の観光行政を背負っていく皆さんというのは、どうにも自分の手だけではならないような環境の中で行政を進めるわけでありますから、大変だろうとは思いますが、せっかく知事トップセールスをされるわけですから、行政全体でこの辺の各国における情報取り、あるいは微妙な位置づけというのも注視していただいて、部長先頭に効果ある、実りあるトップセールスにさせていただきたいと思います。

次に移ります。次に、観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、本県はほぼ50%が中国からの観光客で占められると、こういうふう書いております。

リスクヘッジの観点からも、やっぱり東アジア地域以外の国からも観光客を受け入れることが、私は必要だと常々思っています。先ほど言いました、夏の私どもの政務調査の折に訪問したタイを初め、東南アジア地域が訪日旅行についての関心が高いこととか、これは大使とかいろいろな関係者の話にもありましたけど、所得の伸びが顕著であることを考えると、今後のインバウンド観光の市場として、これは大きな可能性があると感じております。そこで、今後、本県でインバウンド観光推進に当たりまして、中国との交流のほかに東南アジア地域からの誘客も私は進めるべきと考えておりますが、今後の取り組みについてお考えを改めてお伺いいたします。

佐野国際交流課長 柵本議員の方から東南アジア、東アジア、各方面にという、今、御質問をいただいたわけですが、観光庁が9月に公表いたしました平成24年度の第2四半期の統計によりますと、本県の国籍別外国人延べ宿泊数の構成比につきましては、中国が48%、台湾が18%、タイが11%、以下、香港、シンガポールというような状況です。中国は団体旅行が多いということもありまして、今回の問題で非常に影響を受けたわけですので、こうしたことから、今後につきましては東アジアの国々に対しては粘り強くいろいろなPRをしていくと。そのほか、最近、観光客が増加しておりますタイを初めといたします東南アジアの国々につきましても、本県の魅力をPRしながら誘客を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

柵本議員 今、個別の話を3つにわたりお伺いしました。終わりに、本当にくだいようですが、こういう非常に複雑な環境の中でのインバウンド観光の推進について、改めて、今、個別に3つ聞きましたので、総体的なインバウンドに対する、こういう環境の中での県の決意、私は指名しませんので、部長でもどなたでもお答えいただければありがたいと思います。

小林観光部長 柵本委員のほうから、インバウンドについていろいろな御意見等いただきましてありがとうございます。県といたしましても、インバウンド観光はこれからの観光の柱であることは当然でありますので、将来に向けまして、今やっている地道な活動を、こういう情勢ですから、今、積極的にできない部分はありますけれども、これを地道に継続することを続けていきたいと思っております。

また、受入れ体制の整備というものも遅れておりますので、当面、中国人の方はいらっしゃるということが想定されるのですが、だからといっておろそかにするということではなくて、各受入れ側でも、その受入れ体制の整備も着々と進めていくということで、粘り強く、中国はもちろんですけれども、新たな可能性のある東南アジアについては積極果敢にPRするなど、そういうことでインバウンド観光に取り組んでいきたいと思っております。

主な質疑等 農政部関係

※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(農業委員会指導費について)

望月委員 第1項の農業水産業費の部分の、この市町村農業委員会の台帳地図システム

で市町村への助成ということですが、具体的にどういう部分なのか。5つの市町村ということなのですが、その辺のところも詳しくお聞かせいただけますか。

橋田農政総務課長 5つの市町村ですけれども、富士吉田市、都留市、南アルプス市、身延町、それから鳴沢村の5市町村となります。内訳につきましては、人・農地プランの作成の基礎調査のための意向調査を行うところが都留市、南アルプス市、身延町の3つです。それから、地図システムということで補正を行いますところが富士吉田市と鳴沢村になります。以上でございます。

望月委員 この補助について、県内である程度整備していくということですが、大枠でかまいませんので、その他具体的な活用状況とかそういった部分をお聞かせいただけますか。

橋田農政総務課長 当初予算におきまして、農地の利用のための農地調査等を行い、今回、先ほど説明したとおり、新たに地図情報システムという要望が出てきたと、こういう状況でして、早川町の農業委員会と、昭和町の農業委員会以外につきましては、それぞれこの国補を利用しまして、地図システムとかあるいは利用状況調査等を行っている、こういう状況です。

(広域営農団地農道整備事業費について)

望月委員 引き続きまして、農の4ページの広域営農団地農道整備事業、災害緊急の迂回路ということですが、その箇所と具体的な部分をお聞かせいただけますか。

山本耕地課長 広域営農団地農道整備事業の箇所でございますが、茅ヶ岳東部地区の、場所は甲斐市亀沢地内にありますけれども、県道敷島竜王線と本広域農道を結ぶ取り付け道路でありまして、1年前倒しで着手し、災害時、緊急時の交通網の確保ということで整備をしていくということでございます。

望月委員 災害時の迂回路という部分で、県内各地で待っているところもあるかもしれません。1年前倒しで今回着手されるということですが、その部分、緊急性も含めた形で理由についてお聞かせいただけますか。

山本耕地課長 今回の広域農道の事業費でございますが、東日本大震災からの復興基本方針に基づく予算ということで、通称、復旧・復興枠と言われている予算でありまして、これが広域営農団地農道整備を実施するための予算であります地域再生基盤強化交付金に位置づけられ、防災・減災等に資する道路整備として、今回、広域農道の茅ヶ岳東部地区が該当するというところで実施をするものです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(有機農業の振興について)

齋藤委員 有機農業の振興についてお伺いいたします。知事が所信の中でも述べておりますが、大手の量販店では有機農業コーナーをつくって販売すると。もちろんこの有機農業は消費者にとっても、有機農業でつくった農産物はおいしく食べられるものでありますが、有機農業の生産者はどういう形でこれに参画していくのか、その辺をお聞かせください。

樋川農業技術課長 現在、有機農業を県内で行っております農家の方というのが約100戸、面積にして約80ヘクタールということです。県内農業全体の中ではまだまだマイナーな分野というところかと思えます。実際には県内に点在をしているのですが、北杜市などでは、新規参入で有機農業で取り組むという方が非常に多くなっているということで、最近では若い方々が進めてきているというような実態がございます。

齋藤委員 知事が有機農業を本格的にやろうということを表明しているわけですね。それがわずか100戸ぐらいの農家のものに対して、私は有機農業はもちろん販売することは大事ですが、有機農業というのは山梨県全体の農家の底上げをしていかなければ、山梨県の果物が本当においしい果物かということが言えないんですよ。その辺の対策はどう考えておられるのかお願いします。

樋川農業技術課長 委員御指摘のとおり、まだまだ少数派ということで、産地としての基盤もまだ脆弱なものです。やはり県が有機農業に円滑に参入できるような環境づくりとか、そういったものを関係機関と一緒に連携しながら支援していかなければならないと考えています。そういった意味で、面積、それから農家数の拡大に向けて一生懸命いろいろな形で支援していきたいと考えています。

齋藤委員 有機農業というのは、きのうきょう始まったものじゃないんですよ。もうこれは長い農業の圃場整備の中でも、有機農業をするために補助金で堆肥の生産場をつくったりとか、いろいろやってきているはずなんです。それが一向に進まない。進まないわけは、今、実際、山梨県の農業の主力が、御承知のように68歳という平均年齢で、年をとってくると、堆肥づくりをして農産物をつくるという、もう勢いがありませんよ、実際のところ。だから、山梨県全体を見ても、もうほとんど金肥に頼ってしまうというのが実は現状なんです。

やはり本当にうまい果物を消費者に届けるには、本格的に有機農業というものを推進していかない限り、じゃあ、山梨県で有機農業といっても、消費者はじゃあ全体が有機農業で全部動いているのかという考え方をとられるわけなんです。わずか80ヘクタールぐらい。山梨県全体の中でね。それはもう県が有機農業農産物のコーナーをつくらなくたって、今は、大手量販店はそういう農家をどんどん見つけて、直営方式やってるんですよ。だから、県はむしろ有機農業の生産をどう進めていくかということのほうが大事じゃないかと私は思うんですが、その辺の考え方をお聞かせください。

樋川農業技術課長 やはり有機農業を進めるのに、歴史があるんですが、なかなかやっぱり技術的なところがうまくいっていないという部分があります。そういった意味から、試験場で技術の確立ということを進めているところですし、そういった技術の確立したものを実証圃を使って普及ということも実際しているところです。有機農業が非常に難しいというのは、化学合成農薬、化学合成肥料を、全く使わないというところに難しさがありますが、今現在、有機農業とあわせて、県では環境保全型農業というのが進んでいます。これにつきましては、化学肥料とか化学合成農薬の削減を行うということで、一般の農家の方には、いきなり有機農業というのがなかなか難しいものですから、環境保全型の農業という考え方を進める中で、こういった方向の先に有機農業というものを進めていきたいということで、環境保全型農業につきましては、削減技術の開発ですとか、あるいは実証圃による普及指導、エコファーマーの認定、そういったことを進めながら、現在進めておりますし、また今後も進めて、有機農業についても進めていきたいと考えております。

齋藤委員 今、実際、消費者に言わせると、有機農業、要するに無農薬栽培、そういうものが本来、消費者への売りなんですよね。しかし、有機農業を進めるのは技術的に難しいと言うけれども、その難しいところを県が取り組んでいかなければ、有機農業というのはいつになっても振興できないわけですよ、実際のところは。有機農業を進めるのは難しいと言うけれども、どこが難しいのか、その難しいところを教えてください。

樋川農業技術課長 やり方はいろいろありまして、それぞれ特徴があるわけですが、そういったことを、ある地域ではこれがうまくいっても、ある地域ではこれがうまくいかないということを含めて、なかなか技術的に絶対にこれをやればうまくいくということがまだまだ十分確立されていないというところに難しさがあります。

齋藤委員 難しさがあると言うけど、じゃあ、今、有機農業をしている人たちの有機農業の扱い方は県はどう見ているんですか。

樋川農業技術課長 県内でそれぞれやっている方たちにつきましては、それぞれその地域に合ったやり方で有機農業を進めているということでして、それをどういうふうに評価するかというのはなかなか難しいわけですが、それなりの生産を上げているということですので、それぞれの農家の方たちの技術力という点で評価できると思っています。

齋藤委員 それじゃあ、有機農業というのはどういうことを指して、県は有機農業としての扱いをしているのか。これをちょっと教えてください。

樋川農業技術課長 有機農業につきましては、基本的に化学合成農薬、それから化学肥料を全く使わない。それから、遺伝子組みかえの技術を使わない。そういった技術によって生産をする農業というふうに定義がされています。

齋藤委員 遺伝子組みかえは有機農業と言いません。有機農業というのはやっぱり土づくりから始まるんですよ。土づくり。そういうものをしっかりやらなければ、遺伝子の組みかえは、もう遺伝子組みかえて公表しなければ、消費者に告訴されますよ。うそ言ってるってことで。そんなでたらめなこと言って通ると思

ってる？その辺をもう1回聞かせてください。

樋川農業技術課長 有機農業推進に関する法律で今のような形で定義がされているということをお話させていただきましたが、確かに委員がおっしゃるとおり、有機農業を進めるには土づくりということが非常に重要だと、こういうふうに考えています。

齋藤委員 実際、有機農業を、例えば10アール当たりどれぐらいの堆肥を、どれぐらい入れると、有機農業として認定されるという度合いがあるんですよ。その辺、例えば、果物づくり、桃づくりするにつけて、じゃあどれだけの堆肥を入れると有機農業として扱ってくれるんですか。

樋川農業技術課長 堆肥の量だけで有機農業を認定するという事は、ちょっとできないのでありますけれども、果物についてはなかなか有機というのは非常に難しさもございまして、例えば2トンとか5トンとか、そういった量は堆肥とすれば投入するという事はあるかと思えます。

齋藤委員 だけどもね、有機農業っていうにはどれぐらいの堆肥を使うかによって有機農業として成り立つかということが出てくるんですよ。その辺の指導をしっかりとしない限り、山梨県の有機農業なんていうのは育たないと思う。今後この有機農業をどういう形で、どこまで進めていく気があるのか、その辺を教えてください。

樋川農業技術課長 山梨県、特に野菜ですね。野菜ではかなり有機農業で取り組むことが可能であると考えておりますので、野菜の部分につきましては、具体的な面積ということはおそらくまだ具体的な数字はないわけですが、野菜についてはかなりの部分で進めていきたい。ただ、果物につきましては有機という定義の中ではなかなか難しいので、これは環境保全型農業を進めていくという形でやっていきたいと考えております。

齋藤委員 そうすると、環境保全型農業と有機栽培をどういう位置づけにしていくのか。どちらを優先するのか。その辺をもう1度。

樋川農業技術課長 環境保全型農業と有機というのは、どちらを優先ということではなくて、両方を両輪のような形で進めていきたいと考えております。

齋藤委員 さっき言った、今現在、有機農業でやっているのが100戸。じゃあ、一体、今の100戸をどういう形で、例えば1年間でどのぐらいまで伸ばしていくのか。10年でじゃあ100戸を1,000戸まで持っていくのか。そういう計画があるのかないのか、その辺から教えてください。

樋川農業技術課長 現在、100戸を1,000戸に持っていくという、そういう具体的な数字の計画はございません。

齋藤委員 将来、この有機農業をどこまで推進していく気持ちがあるのか。それだけ教えてください。

樋川農業技術課長 具体的な数字がなくて申しわけないですが、やはり山梨県といえ

有機農業がかなり進んでいるということが全国的に有名になるといいますか、そういったことで、山梨県の農産物は有機あるいは環境保全型農業で進められているということで、非常に品質がいいというだけではなくて、非常に環境に配慮して生産がされているという評判が定着するといえますか、そういった形になるようなことを目指してやっていきたいと考えています。

齋藤委員 だけど、山梨県を有機農業で全国的に知られているっていうけど、今のこの状態からいくと、とても知られているほどの農業経営をしていないじゃないですか。そんなことを言葉で、消費者に向かって、山梨県は全国的に優れている、優れているなんて言って、果たして通るだろうかということなんですよ。どうですか、その辺。

樋川農業技術課長 知られているということでございませんで、そういうような、知られるようになっていただくという形で、それを目標にやっていきたいというように考えております。

齋藤委員 それではさっきと言ってることがちょっとおかしいんだけど、なっていくためにはどういう努力をしていくかということですよ。なっていくためには。それはどういう努力をしていく。

樋川農業技術課長 先ほど申しましたが、非常に技術ということが必要ですので、その辺の確立と普及ということも当然一生懸命やっていきますし、実際に販売対策ですとか、そういったところが十分なされていないということがありますので、そちらのほうも十分対策を講じていくという形でやっていきたいと思えます。

齋藤委員 山梨県の農業が本当に全国の消費者に評価される農産物にしていくためには、もっともっと真剣に、そういう一つ一つの農家をどう育てていくかということを取り組んでいかなければ、言葉だけで言ったのであれば、これはやっぱり、山梨県の農業の本当の姿が見えたときに、消費者に見放されてしまいます。だから真剣に考えてください。これ以上言いません。

樋川農業技術課長 委員の御指摘のとおり、県としても有機農業、それから環境保全型農業につきましては、現在も一生懸命しているわけですが、今後とも農家の拡大とかそういうことも含めまして積極的に支援を進めていきたいと思えます。

(耕作放棄地の有効活用について)

樋口委員 1点確認といえますか、お伺いします。大変重要な、耕作放棄地の有効活用でありますけれども、委員会でも北杜市のシミックさんが手を加えて有効活用しているところの視察をさせていただきました。多くの耕作放棄地がありますけれども、基本的に県、農政部としましては、すべての耕作放棄地を有効活用していこうという、あるいは農業に活用していこうという形で進めていくのか。あるいはそうじゃなくて、幾つかに区分がされていると思えますけれども、可能性について、それについては今現在どのような方針といえますか、考え方をお持ちかをお聞かせください。

小幡農村振興課長 耕作放棄地につきましては、笹場の現地を見ていただいたような事例もありますが、非常に耕作放棄が進んでいる耕作放棄地、それから、少し耕作放棄地に対して手を加えれば解消できる、継続できる耕作放棄地、いろいろなもの

があるわけですが、それらにつきまして、めりはりをつけ、耕作放棄地を有効に利用していく。耕作放棄地を解消して農地として使っていくもの、あるいは非常に条件が悪いので、耕作放棄地を解消してもなかなか生産性が上がらない場所、ロケーションが悪いところにつきましては、それ以外の用途に使うというようなことでめりはりをつけまして、いずれにいたしましても、限られた有効な日本の国土ですので、それを使っていくように現在進めているということです。

樋口委員

かつていただいた資料の中に黄色とか赤で色が塗ってありまして、とりわけ赤で塗ってあるところについては非常に厳しい、これはもう農地としては無理じゃないかと。あるいは、ここじゃ担い手も担ってくれないというようなところについては、例えば農業じゃなくて、そのほかの産業、あるいは農家じゃなくてその他の経営、利用というようなことも当然、これからなのかももうお考えなのかわかりませんが、そういったことを考えるについて、例えば前の6月議会では知事がよく、いわゆるエネルギーの地産地消なんていう話もありましたけれども、全量固定価格買取制度の実施に伴って、そういうタイミングで言ったんじゃないかなと、私自身は思っているんですけども、そういった条件が整うところについては、メガソーラーだったり、メガソーラーじゃなくて普通の太陽光パネル設置とか、いろいろな可能性が出てくると思うんです。そういったところについては農政部あるいは農政部だけじゃなくて産業労働部とか、ほかと連携をとりながら、知事は来年度から、仮の名前だけエネルギー局をつくらうなんていう話もありますので、そういったところへ結びつく、あるいは結びつける、そんな取り組みが場合によっては必要になってくるんじゃないかと思えますけれども、その辺についてはどう考えますか。

小幡農村振興課長 委員御指摘のとおり、非常に農業としての条件の悪いところ、ほとんど山に返っているようなところ、しかもそれが南向きで農業には適さないんですけども、例えば御指摘のようにソーラー発電等々も考えられるような場所につきましては、各市町村の土地の利用計画に基づきまして、調整等々をとりつつ、そういったことも選択肢の中に十分考えていくということだと思います。

樋口委員

市町村でそういう議論がされている、あるいはそういう議論をする機関、組織がきちんとあるのかどうか非常に不安なんですけれども、その辺はどうですか。

小幡農村振興課長 土地利用計画につきましては、毎年毎年、及び数年に一度の農振計画の見直しがございます。その中で地域の全体をとらえる中で、農振計画を見直して、土地の利用形態をよく検討して、先ほど申しましたような利用形態が妥当ということであれば、そういうふうな格好で進んでいくということで、そういうことは十分に検討されております。

樋口委員

ぜひですね、スピード感を持って検討いただいて、今言った市町村とか、あるいはこういうことをやってみないと、太陽光を設置したい、こういう事業をしたいという方々とマッチングが早ければ早いほど耕作放棄地、遊休地は解消できるわけです。個別価格買取制度も、今は42円に決まっていますけれども、流動的です。決まっている間に事業が始まることが決まれば、その後10年間、安定した事業ができるわけですから、ぜひスピード感を持って進めていただきたいなど。そのことが非常に農政にとっても、あるいは県土利用にとっても非

常に重要ななと思うわけでありますが、その辺について御答弁いただきたいと思います。

小幡農村振興課長 市町村と現在、連絡を密にとって、特に42円の買取の期限等々もありますので、そういう問い合わせもごさいます。それにつきましては情報等々を密にとりまして、現在作業を進めているところでごさいます。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑

(固定価格買取制度について)

高野委員 東京電力の買取制度で42円という、今、たしか聞くところによると、来年の3月までに東京電力から認可を受けると42円の引き取りでやってくれるようですが、今、奨励して太陽光発電の事業というよりも個人住宅のほうで奨励をしているということなんですけれども、これ、3月過ぎた場合の見通しについてというのは、今、どんなふうになっていますか。

仲山電気課長 制度の見通しという御趣旨でよろしいですか。

高野委員 買取価格について。

仲山電気課長 買取価格につきましては、建設単価の状況と次の年の需要量を想定して単価を決めるというふうな仕組みになっておりますので、ただいま委員おっしゃったように、来年度の単価につきましては今年度見直しされます。また、26年度につきましては、来年度、その単価の見直しをされるというふうな仕組みになっています。

高野委員 次年度の電力予想に対して価格変更ありという、先に言った制度のほうはどういうふうになるんですか。

仲山電気課長 単価につきましては、3年間はプレミアをつけて、比較的開発を進めるというふうなことで、価格のほうは高目に、来年に向けては設定されているということなのですが、価格を検討する委員会のほうでその購入価格が決められるという制度になっております。

高野委員 いや、だから、制度は、例えば今、太陽光発電で買取をやってもらおうと、器具の寿命が、今、17年って言ってますよね。特に県でやっている米倉山。あそこは17年というふうなことになっているから、その制度自体は、例えば17年後もあり得る、そういうことがはっきりしていないと、さあ太陽光入れようと思っても、例えば今、県では東電へ売っている水力は8円か幾らで売っているんですよね。それが42円とえらい違いだから、やがては太陽光も9円になり得るのかなという心配が、太陽光を使ってみようと思う人に出てくるんじゃないかなと。だから、制度面、買取面、そういう面においてしっかりと説明がないと、今、電力事業者って、事業者がどこかへ頼んで電力を、例えば太陽光つけさせてくれというようなことを今、していますよね、県外は。そういう制度っていうものは、あるからにはできるんだけど、その流れって

いうものがどういうふうになっているのか。最終的には水力と同じ値段での向こうの買取制度もあり得るってということなのか。

仲山電気課長　　まず、制度は20年間、例えば固定の価格買取ということで、例えば私が申し込めば、20年間、その固定された価格で買い取られるということと、あと、3年に一度、その仕組みが見直されるようなこともございますので、その中で普及量とか、価格の状況とかを見ながら、そういうものが決められていくのだろうと思います。

高野委員　　まあ、先のことだからな。わからないか。極論言うと、今の42円って、これ以上の価格はないよという価格じゃないかなと思うんだけど、その辺はどう思いますか。

仲山電気課長　　公に言われているとおり、この制度を使って太陽光を含めた自然エネルギーをふやしていくという趣旨で3年間、価格にプレミアをつけると言っておりますので、もうこれがマックスといいますか、現状においては最高の固定価格という理解です。

高野委員　　要するに、知事がエネルギーの地産地消ということで電力は県内で確保するって、今の話だと何となく3年間は大きな太陽光の需要が出てくるかもしれないけど、そこから急激に値段が下がる可能性もあるんだよね。だから、もし下がったときには、例えば今の山梨県の地産地消という意味での電力の確保というのが、何か3年間、ぐっと伸びるけど、そこからは何となく横ばいに20年行くのか、逆に下がってくるのか、そういう不安が結構あるんじゃないのかな。

西山企業理事　　制度そのものは33年にもう一度、廃止も含めて見直しという格好になってはいるんですけども、問題は3年ごとに料金を見直す中で、その間に結構たくさん量が出てきますと、いわゆる建設単価も下がってきますので、そういう面で行くと、一概に全部導入が下がるかということ、そうでもないと考えております。要するに見合った単価、例えば42円が36円だったとしても、逆に建設のときの単価が34円とか33円になりますと、当然、利益が出ますので、そういう面では、買取制度の値段が下がっても、やっていけるのではないかと考えています。

高野委員　　要するに地産地消で山梨県の電気エネルギーはすべて県内でつくるという、こういう一つの目標を今、立てたわけじゃん。だから、この目標に向かって、例えば、今言った3年はわかるんだけど、3年後は不安だなという話をしているんだけど、まあ、今の説明だと33年？

西山企業理事　　制度そのものは33年、10年後に見直しにはなるんですけども。

高野委員　　10年後に見直し。まあ、見直しになってみなければわからないということだな。簡単に言うと。非常に寂しい話で。で、今、もうちょっと大きなメガソーラー的なものは、県としてはどういうふう考えているの。

仲山電気課長　　企業局のほうで今、計画しておりますのは、売電専用ではありませんけれども、米倉山で今、電力貯蔵の実証試験を始めるということで、その試験用のメ

ガソーラーということで、大体1,000キロぐらいの計画をしております。ことし調査費用をいただいております、現地の調査、設計を予定しております。計画を進めていくところであります。

高野委員 1,000キロっていうと、広さ的に言うと、平方メートルでどのぐらいになるの。

仲山電気課長 今、米倉山の1万キロが変電設備も含めて12.5ヘクタール使っておりますので、そのほぼ10分の1というふうなイメージです。

高野委員 じゃあ、1.2ヘクタール。

仲山電気課長 太陽光、1,000キロのみの広さですとそのぐらいということでございます。

高野委員 米倉山が12.5ヘクタールで、1万キロ。私が聞いているよりかなり効率がいいような気がするんだけど、それは要するに1万キロだから逆に効率がいいのか。1ヘクタールで同じ10分の1にはなかなかならないような気がするんだけど、その数字は平均してか。

仲山電気課長 基本的には比例させて、例えば10分の1だったら10分の1、半分だったら半分というふうなところで、おおむねの使用面積のほうはそこでつかめたというようなことで申し上げます。

高野委員 じゃあ、質問で悪いんだけど、3ヘクタールということは3,000キロということになるの。

西山企業理事 米倉山につきましては、東京電力に貸している面積が12.5ヘクタールということで、周りの緑地とかそういうものも実はそのままにしておりますので、そういう面で、もう少し、例えば1,000キロですと、パネルを据えつける面積でいけば、今、委員がおっしゃったように1ヘクタールぐらい要るんですが、やはり周りに少しちょっとした空き地、緑地とか必要になりますので、やはり1.5ヘクタールから2ヘクタールぐらいは必要になると思われます。

高野委員 米倉山の場合、12.5ヘクタールが、パネル部分では、どのぐらいになるわけ。

仲山電気課長 ちょっと今、データがないので、ここで正確な数字が……。

(休 憩)

仲山電気課長 先ほどの変電設備も含めてということでございますけれども、変電設備の面積は12.5ヘクタールに比べるとほとんど影響がないものですから、ほぼ12ヘクタールです。

高野委員 貸してるのが12.5ヘクタールって言わなかったか。

仲山電気課長 パネルを敷いているところと変電設備の面積が12.5ヘクタールという面

積になります。

高野委員 じゃあ、貸している全体面積は、その周りの緑地があったりするから、15ヘクタールとかそういうふうになっているんですか。

西山企業理事 パネルの面積、ちょっとお待ちください。今の話なんですけれども、いわゆるフェンスの中のパネルと、空き地になっていまして、そこの中には緑地はないんですね。12.5ヘクタールというのは、いわゆる本当のパネルの敷地面積プラスアルファになります。

高野委員 いろいろ電気のほうも極力県が発電所を、水力発電所つくと同じだから、できることであれば、メガソーラーもどんどん進めてもらいたいというのと、もう一つは、LEDに変更して、これはここの委員会で言う話かどうかわからないけど、12%削減できるっていうんだよね。だからあわせて考えておかないと、つくるほうと使用を減らすほうをあわせて考えないと、これからのエネルギー局っていうものをつくっていくときに、非常にバランスが悪いことにならないように、特に企業局が主体になって電力というものには力を注いでもらいたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。結構です。

樋口委員 ちょっと関連してですけれども、今回の本会議でうちの委員会の委員長が工程を示せと。2050年。私は私なりに非常に意味のある質問をしていただいたなと思っているんです。さっき産業労働部のほうでそれを言おうと思ったんだけど、ちょっと時間がなくて言えなかったんですが、やはり県全体でそのことを進める。エネルギー局がどうなるか、ちょっと、言いませんけれども、推進組織と全部局がそれをやっという姿勢を示さなければいけないなと思っています。それで今、米倉山を中心に内容を聞いていたんですけれども、やはり国もそうですが、県が今、どのぐらいの消費電力で、クリーンエネルギーはその中のどのぐらいを賄っているのかということ、やっぱりしっかりと県民にお示し、お知らせをしないと、なかなか、そのときの気分というか、報道というか、そのときの根拠のない議論になりがちだなと思うわけです。そういった面で、今お聞きするんですけれども、クリーンエネルギーで今現在どのぐらいを賄っていて、それが知事の言う、県の言う、2050年にはそれを全部をクリーンエネルギーで賄うというところの整理をお聞かせいただきたいんですが。

仲山電気課長 山梨県で消費している電力量につきましては、おおむね60億キロワットアワーでございます。クリーンエネルギーのうち水力で発電しているものですが、やっぱりおおむね17億キロワットアワーということで、大ざっぱに言うと3割程度がクリーンエネルギーで賄っているような状況であります。今回、知事の所信の中にございましたけれども、60億キロワットアワーを先ほどもお話があった省エネでおおむね50億キロワットアワーに圧縮をかけて、その50億キロワットアワーをクリーン再生可能エネルギー等で賄うというふうな計画になっています。量的にはそんなところになります。

樋口委員 重ねて聞いて申しわけありませんでした。今、約3割をクリーンエネルギーということで、この3割の中の水力発電が幾つで、それ以外のクリーンエネルギーはどのぐらいですか。

仲山電気課長 今のところはほとんど水力発電というふうに考えていいかと思えます。

樋口委員 まさにおっしゃるとおりだというふうに思いまして、これから小水力はほとんど厳しいかなと思えますので、水力発電はふえないと。それ以外を太陽光ほか、言われていますクリーンエネルギー、新エネルギーをふやしていこうということでもありますから、それが本当に短いスパンだと非常に厳しいということで、そういう知事がおっしゃっている時間設定をしたというふうに思います。それで、これからのことで本会議で話があったような形で進んでいくのだと思えますけれども、企業局として、今言った、先ほどの国の制度の問題もありますが、やはり来年のエネルギー局の設置に向けて議論は進むと思えます。メガソーラーあるいはそのほかのソーラーパネルの設置、民間、家庭という形で進んでいくんでしょうが、今現在でどういうふうな方向性といいますか、力の入れ方といいますか、そういうことを考えて進めようとしているのかお聞かせいただきたい。

仲山電気課長 企業局では、ここ3年ほどグリーンイノベーションということで、県の施設の中のやまなしグリーンニューディールの中の4つのエネルギー、太陽光、小水力、バイオマス、燃料電池という中の2つ、太陽光と小水力の普及促進に力を入れていくことで取り組んでおります。

まず、太陽光につきましては、先ほどちょっとお話が出ました、米倉山の電力貯蔵の研究。それはこれから太陽光が場数的にふえていきますと、系統っていうんですか、電気を送る根っこのほうが不安定になるというふうなことで、そこを安定化させる方法を今、検討している。そういう側面で協力してかかわっていくと。そのほか、米倉山のPR施設等で情報、学習会を開いたり、あと、子供さんたちに来てもらって再生可能エネルギーの勉強をしていただいたりということで、若干スパンは長くなりますけれども、そういうことで普及啓発を進めていくことで、今、取り組んでおります。

小水力につきましては、4つのパターンで例をお示しして、ほかの民間であるとか、市町村が小水力を開発できるような形でタイプを示すということで、現在3つまで仕上がっておりますが、現在、4つ目の、県下に多く存在する砂防ダムを利用した小水力ということで、今年度、詳細設計の予算をいただいておりますので、そちらのほうの検討を進めているところです。おおむねそんなところです。

樋口委員 長くはしませんけれども、例えば、小水力発電、敦賀からはじまって、いろいろなところを僕は見にいきましたけれども、以前と同じ取り組みではだめだと思います。震災前と震災後では全く違う。本気度も。だからこそこういう制度もできたし、知事もそういう発言をされた。しかし、クリーンエネルギーの占める割合は、ほぼ水力発電以外はゼロに等しい。これは山梨県も国も同じだというふうに思います。ですから、エネルギー局をつくるということであれば、どうなるかわかりませんが、ぜひ環境創造課や、あるいは産業労働部の所管の課に任せるのではなくて、今までそのことを所管してきたんだぞというつもりで、企業局がリードして進めていただきたい。

繰り返しますけれども震災前と震災後ではやっぱり全然違いますから、震災前に、例えばよく聞く話で、小水力発電をどこどこでやったけど、大体うまくいっていないんですね。そういう経験もあるわけですから、ぜひその辺の経験を市町村と共有していただいて、来年の組織が改まるということも含めて、本格的実施に向けて一言意気込みといいますか、こうしたいということがあれ

ばぜひお聞かせいただきたいと思います。

後藤公営企業管理者 先ほど高野委員からもお話がありましたとおり、知事の提唱するエネルギー局、これが今年度中にいろいろ検討する中で、来年度に向けてでき上がります。エネルギー局で、エネルギー地産地消を、企業局も本当に積極的に主体的にかかわりながら、一緒になって県庁全体で地産地消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

その他

- ・ 委員長報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおりと決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月30日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 8月6日に実施した県内調査及び9月4日から6日に実施した県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

農政産業観光委員長 白壁 賢一